



第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨

(1) 本市の地域福祉計画の変遷

本市では、平成 16 年度に「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念とした「第 1 次地域福祉計画(平成 17 年度～20 年度)」(以下「第 1 次計画」という。)を策定し、市と安城市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の協働による地域福祉の推進体制を定め、町内福祉委員会や地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の役割を明確にしました。

その後、平成 20 年度には市社協の地域福祉活動計画と統合する形で「第 2 次地域福祉計画(平成 21 年度～25 年度)」(以下「第 2 次計画」という。)を策定し、さらには、「第 3 次地域福祉計画(平成 26 年度～30 年度)」(以下「第 3 次計画」という。),「第 4 次地域福祉計画(平成 31 年度～令和 5 年度)」(以下「第 4 次計画」という。)を策定し、これに基づき地域福祉を推進してきました。

(2) 本市の地域福祉活動

平成 9 年度から概ね中学校区ごとに地区社協を発足させるとともに、町内会・自治会(以下「町内会」という。)を中心に民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)や老人クラブ、ボランティアなど地域の福祉関係者や福祉団体などが協働する町内福祉委員会を地域福祉活動の中心的組織と決めました。

その後、各町内福祉委員会において町内福祉活動計画を策定し、サロンや昼食会などの「ふれあい交流活動」「介護教室等の学習活動」「福祉マップの作成」「地域での見守り活動」といった様々な小地域福祉活動が地域の実情にあった方法で取り組まれてきました。

また、孤立死を出さないまちづくりを目指して、平成 23 年度から 24 年度に「地域見守り活動モデル事業」を実施し、平成 25 年度からは「地域見守り活動推進事業」として、市内全域での展開を進めてきました。

その結果、平成 30 年 4 月 1 日時点で、市内全町内会において町内福祉委員会(一部連合設置があるため 76 町内福祉委員会)が発足しています。

(3) 地域福祉を取り巻く課題

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった世帯の少人数化の進行によって、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」、「孤立死」などの社会問題が本市においても無縁とはいえない状況です。また、都市化による地域コミュニティの変容によって住民同士の関係が希薄になり、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立化や児童虐待などの発生が憂慮されています。

また、団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者になる、いわゆる“2025年問題”、団塊ジュニア世代が65歳以上になる“2040年問題(単身世帯が4割に達し、就職氷河期世代の高齢化に直面)”などを考えると、今後、要介護者の割合が高くなる後期高齢者が増え、急激な介護力不足が予想されます。

さらには、高齢者、障害のある人、児童等の各分野では、いわゆるフリーターやニート、ひきこもりの増加と高齢化が相まって顕在化している8050問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、ヤングケアラー、はっきりした診断名がつかないいわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる人の増加、介護と育児が同時に直面するダブルケアを抱える世帯の増加など、世代等を超えた複雑多岐な地域生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人もすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指した取組を進めています。

平成29年の社会福祉法の改正では、市町村に包括的な支援体制を整備することが努力義務として規定され、加えて令和3年の改正では、市町村において、地域住民の複雑かつ複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性や世代を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が新たに規定され、その対応が求められています。

(4) 新たな地域福祉計画の必要性と目指すもの

こうした様々な社会環境等の変化に伴う新たな課題や法制度に対応するため、第4次計画の見直しを行い、「第5次地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

大規模災害や生活環境の変化によって、すべての人が支援を必要とする可能性があります。また、地域福祉を取り巻く課題は、8050問題のような複雑かつ複合的な地域生活課題、制度の狭間の課題、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、家族や地域のつながりの弱まりなど、多くの課題が顕在化しています。

そこで、本計画では、重層的支援体制整備事業を実施することにより、これまで本市で一貫して進めてきた「高齢者や障害のある人、子どもだけでなくすべての人や事業者等が、お互いに支え合い自分らしく暮らせる地域福祉」を目指します。

そして、これによって、「誰一人とり残さない“包括的な支援体制”」を整備し、「地域共生社会」を実現していきます。



■地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が加齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになって、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくりのことです。

また、地域福祉活動は住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などの多様な主体が協働して、必要なサービスや支援を総合的に提供することや住民の福祉活動の組織化を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを実現するための活動のことです。

かつて、住民の相互扶助の仕組みがあった地域においても、生活環境が変わり、支え合いの仕組みや考え方も変わりました。そのため、厚生労働省は、住民と行政の協働による新たな福祉、地域における新たな支え合いについての方向性を、平成19年度に開催した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書にまとめています。

この報告書では、特に高齢者や障害のある人への公的な福祉サービスは飛躍的に充実したものの、制度の狭間にある問題や住民の多様なニーズをすべて公的に対応することは不可能かつ適切ではないため、基本的なニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、新たな支え合い(共助)の拡大、強化が求められると提言しています。

■地域共生社会とは ※厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

■重層的支援体制整備事業とは ※厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生まれる支援ニーズに応えるために創設された、属性や世代を問わず、すべての人びとを対象とする事業です。

これまでのような福祉を各分野に分けている壁を取り払うことで、複合課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や、住民等による地域活動の取組を展開しやすい仕組みとなっています。

つまり、重層的支援体制整備事業は、既存のものとは別の新しい相談支援機関や、地域の拠点を設けるのではなく、既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めることで、市町村全体の支援体制をつくる仕組みであるといえます。

重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制の構築をコンセプトに「属性や世代を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、それらを効果的・円滑に実施するため「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を加えた5事業を一体的に実施する事業となります。

1-2 計画の位置づけと期間

1 根拠となる法律

本計画の根拠法は社会福祉法です。第107条に市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されています。

なお、同法第4条第2項において「地域福祉の推進」が規定され、第3項には、地域生活課題の把握、連携、解決といった地域福祉の推進の理念が明確化されています。

さらに、第106条の3では、市町村による包括的支援体制の整備を努力義務として規定しているほか、第106条の4では、重層的支援体制整備事業について明記しています。

【社会福祉法(一部抜粋)】

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1)地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福



祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

(2) 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

(4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

2 計画の位置づけ

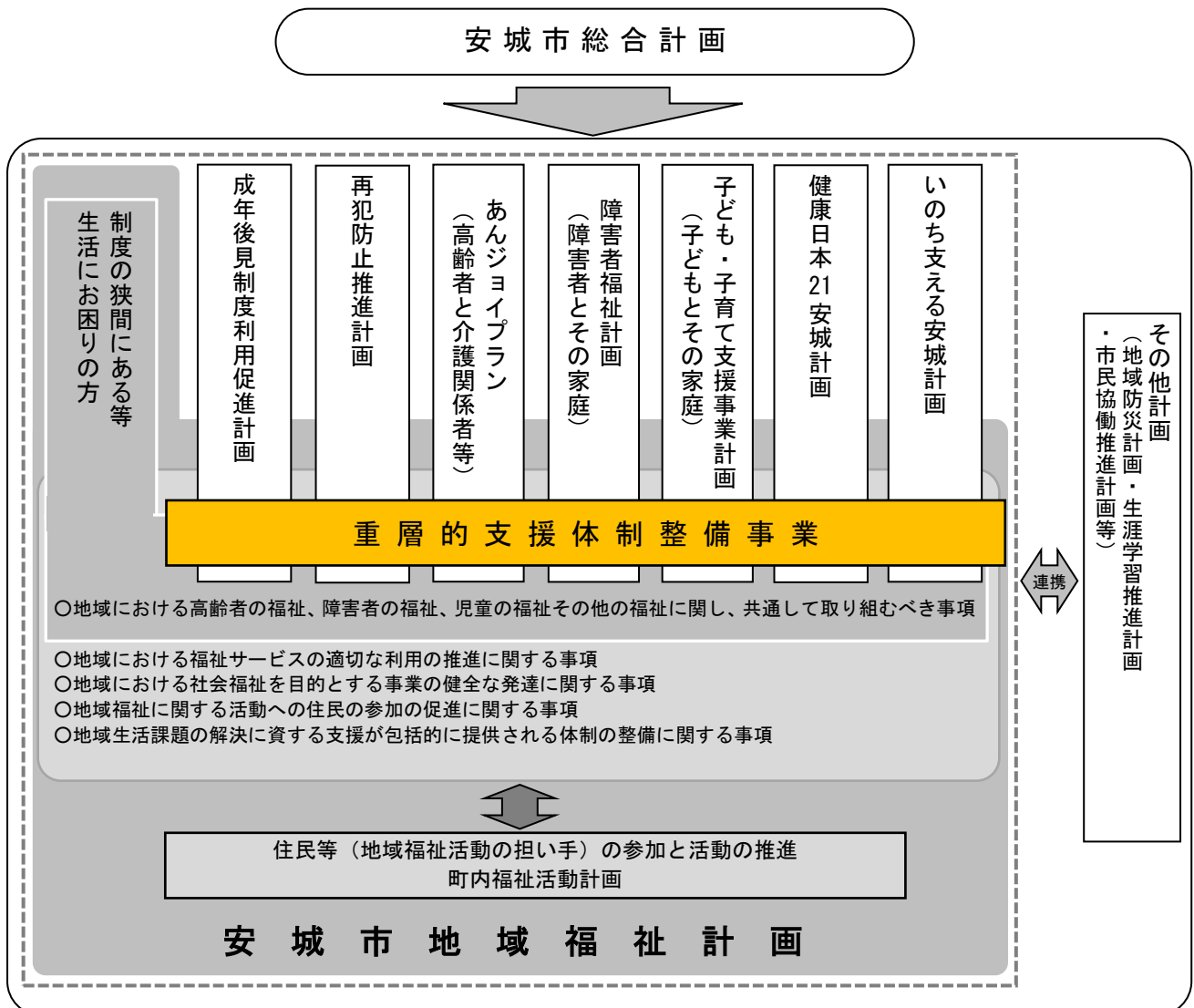
本計画は、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが相互に協力し地域福祉を推進するための計画です。

また、高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組と支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく総合的な計画として位置づけています。

地域福祉の推進には、住民や地区社協等の活動を支援する市社協の活動が必要であることから、第4次計画と同様、町内福祉活動計画の方針や地区社協の計画、市社協の施策、事業も含めて記載しています。

なお、本計画は、各分野の福祉等関連施策を横断的につないでいく総合的な計画であることから、「成年後見制度利用促進計画」を包含するとともに、市町村において新たに策定が努力義務となった「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

図1-1 地域福祉計画の位置づけ

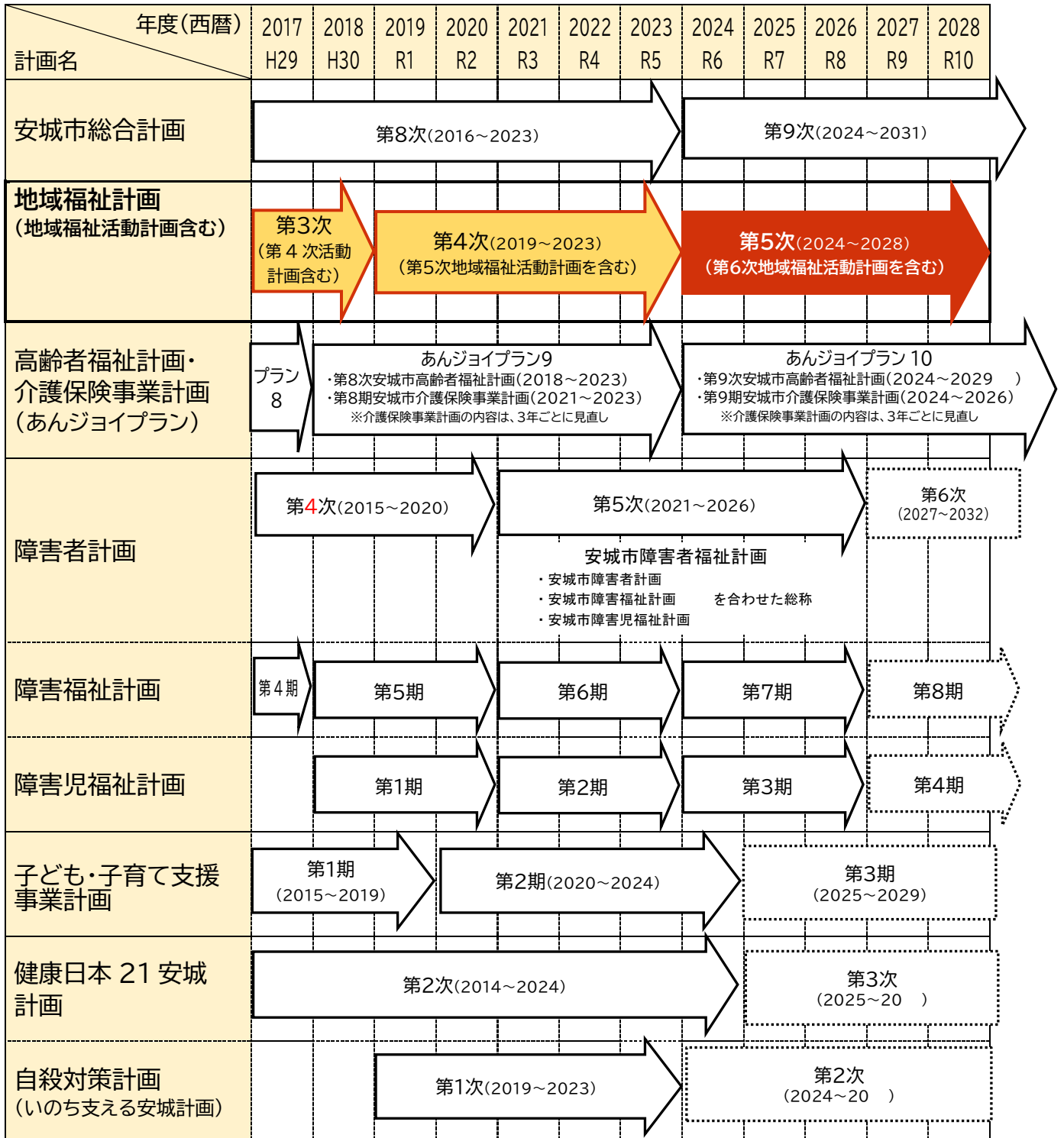




3 計画の期間

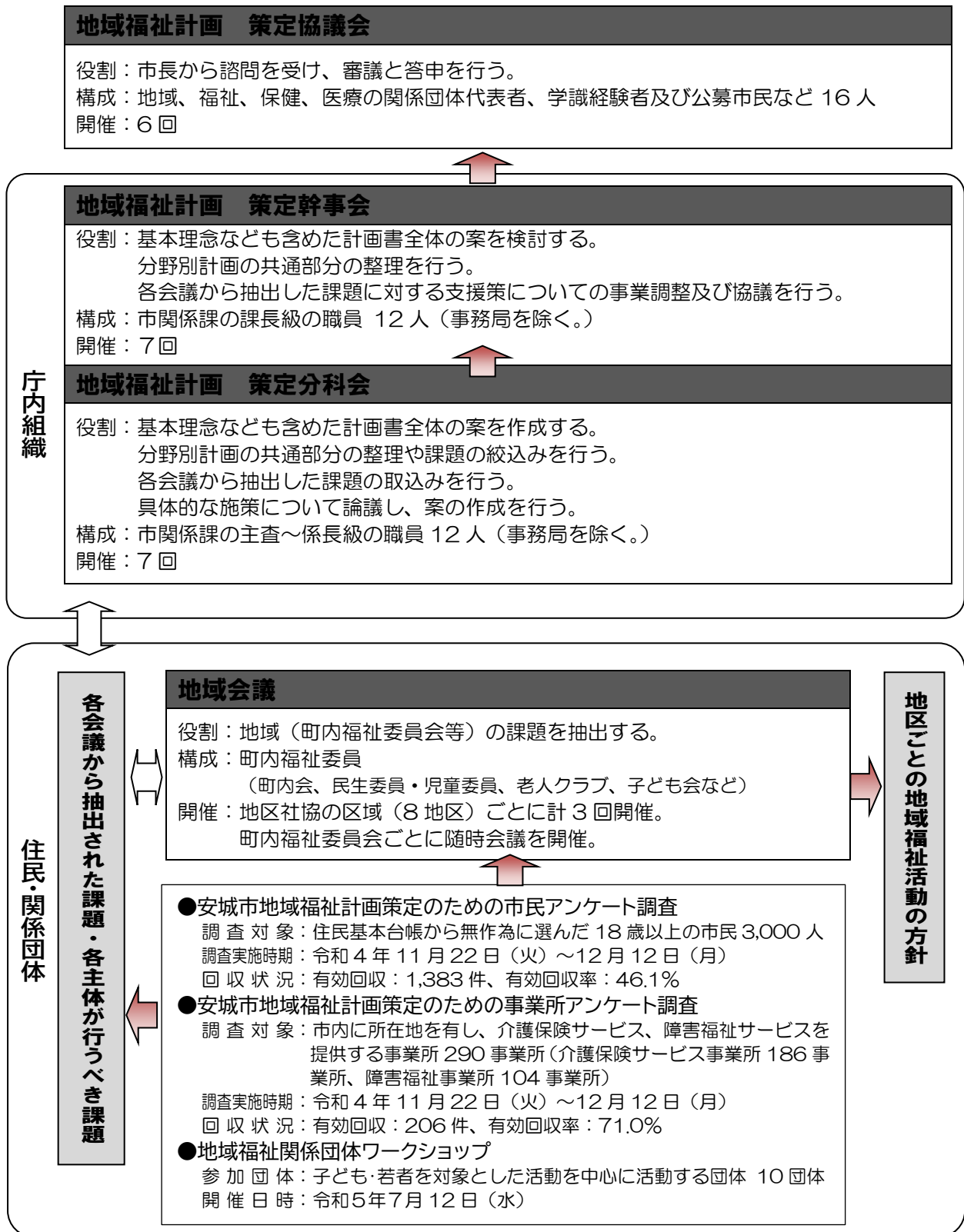
本計画の期間は、令和6年度から10年度(2024~2028年度)までの5年間とします。

図1-2 関連する計画の期間



1-3 計画の策定体制

計画の策定体制は次のとおりです。





1-4 福祉圏域と自助・共助・公助の位置づけ

1 重層的な福祉圏域の考え方

本計画では、これまでの計画に引き続き、「隣近所、町内会の班・組の区域」、「町内会の区域」、「地区社協(概ね中学校区)の区域」、「市域」の4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉えます。

単位福祉圏域は、身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」とします。

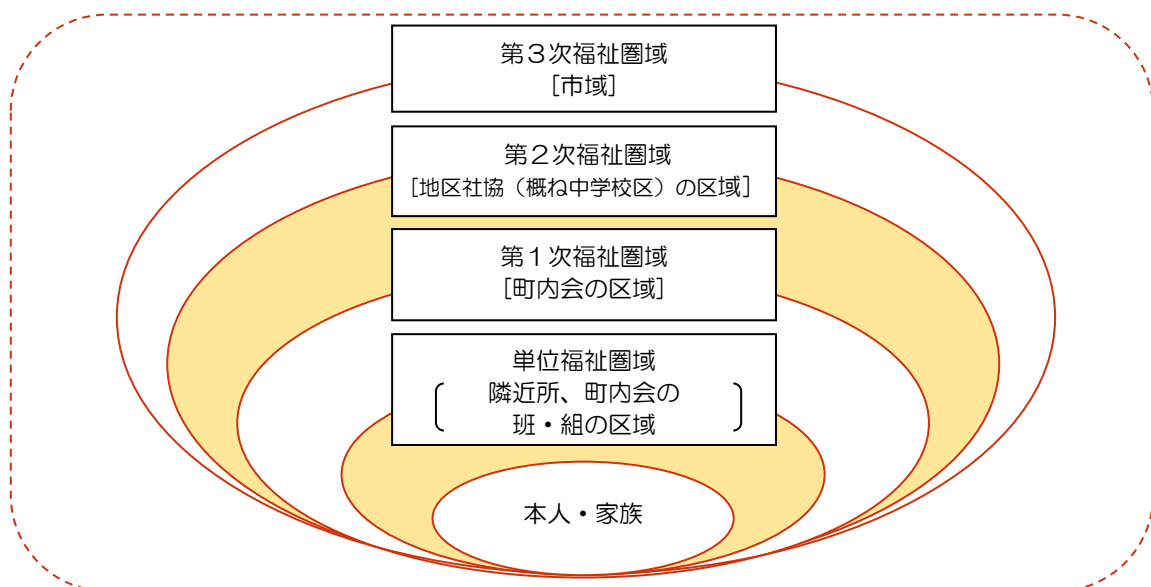
第1次福祉圏域は、単位福祉圏域では実施することが難しい組織的な対応や圏域内で共通する課題を把握する役割を担う「町内会の区域」とします。町内福祉委員会をこの圏域における地域福祉活動の中心的組織として位置づけ、地域福祉活動の推進を図ります。

第2次福祉圏域は、複数の町内で構成される「地区社協(概ね中学校区)の区域」とします。第1次福祉圏域での活動を支援するとともに、地域福祉に関する市及び市社協の施策を展開する圏域としての役割を担うものとします。なお、地域福祉活動の拠点として、福祉センターを8地区すべてに整備しました。

第3次福祉圏域は、第2次福祉圏域の活動の支援と市全体での活動を行う圏域として、「市域」とします。

そして、これらの4つの圏域がそれぞれ、圏域としての役割と機能を発揮しながら多様な地域福祉活動を展開するとともに、相互の機能連携を図ることによって、4つの圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

図1-3 重層的な福祉圏域の概念図



2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ

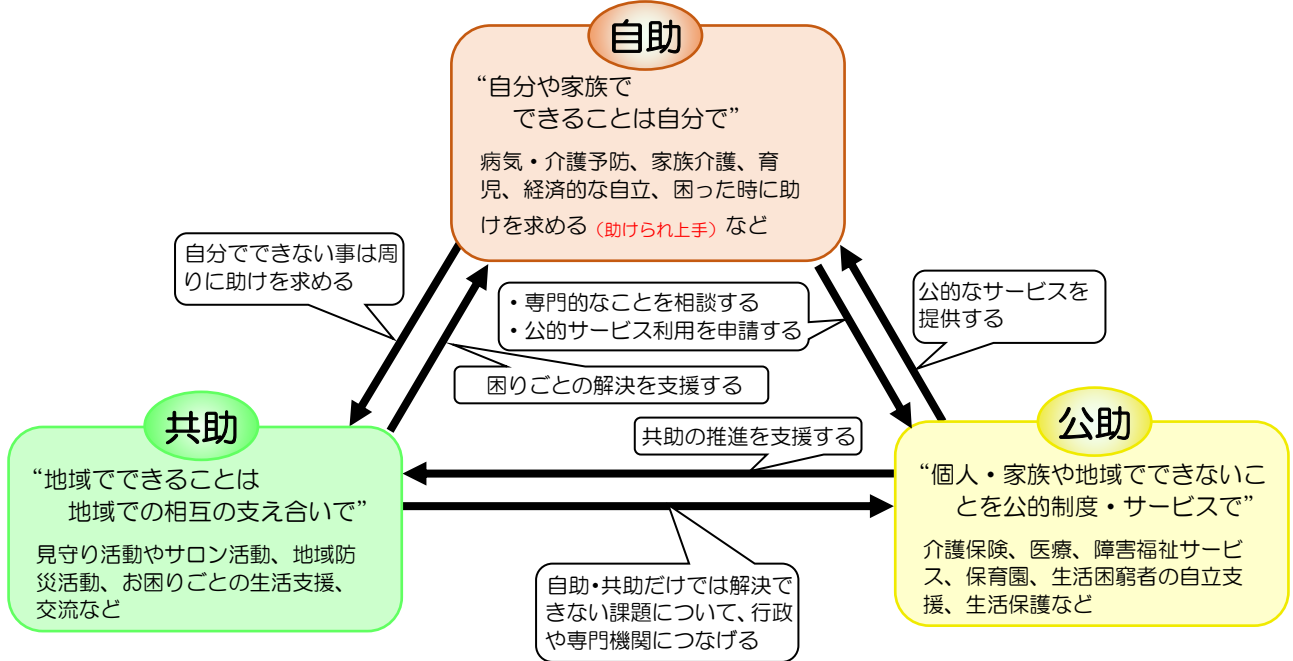
本計画では地域福祉における自助・共助・公助の位置づけを次のとおりとします。

表1-1 自助・共助・公助における役割

区分	地域福祉を担う主体	それぞれの役割
自助(本人・家族の努力)	課題を抱えている本人、家族	<ul style="list-style-type: none"> ○自分でできることを考え、行う。 ○家族で支え合う。 ○自己解決できない課題が生じた場合はまわりに助けを求める。 ○同じ悩みを共有し助け合う当事者団体(セルフヘルプグループ)の活動に参加する。 ○地域の人との交流を深める。
共助(お互いの支え合い)	近所の人 (地域における身近な関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士が支え合う活動を実施する。 ○近所における課題を発見する。 ○いざという時の手助けを行う。 ○解決困難な課題を発見した場合、民生委員や町内会などと連携する。
	町内会、町内福祉委員会 (地縁に基づいた住民組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題を把握する。 ○課題解決のための体制づくりを行う。 ○課題解決のために当事者、ボランティア、NPOと連携する。 ○解決困難な課題を市や専門機関と連携し対応する。
	民生委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題はもとより、困っている住民一人ひとりの個別の課題を把握する。 ○課題解決のために町内会などと連携する。 ○解決困難な課題を市や専門機関と連携し対応する。
	当事者団体 (同じ悩みや課題を抱える人達の組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○悩みを話し合うなど、セルフヘルプを推進する。 ○住民の理解を促進するための働きかけを行う。
	ボランティア、NPO (同じ目的を持つ自発的な構成員による組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した活動を行う。 ○専門性を活かし、町内福祉委員会はもとより、他の福祉事業者との連携・協働による「丸ごと」の支援ネットワークに関与・実践する。
	福祉事業者、NPO、民間企業 (福祉サービスを提供する組織)	
公助(公的な支援)	行政、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者本位のサービスを提供する。 ○従事者の専門性を向上させる。 ○独自のサービスの開発と提供を行う。 ○自助を啓発する。 ○支え合いの体制づくりのための啓発と支援を行う。 ○ボランティアなどの担い手の養成と支援を行う。 ○公的なサービスを提供する。 ○セーフティネットを整備する。 ○地域福祉活動推進のための拠点を整備する。 ○専門的な支援を必要とする人に対応する。 ○共助の推進を支援する。 ○当事者団体を支援する。



図1-4 自助・共助・公助の位置づけ



参考：厚生労働省の地域包括ケア研究会報告（平成 25 年 3 月）では、自助・共助・公助に加え「互助」の概念を用いています。このなかでは「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏づけられていない自発的なものである。”としています。

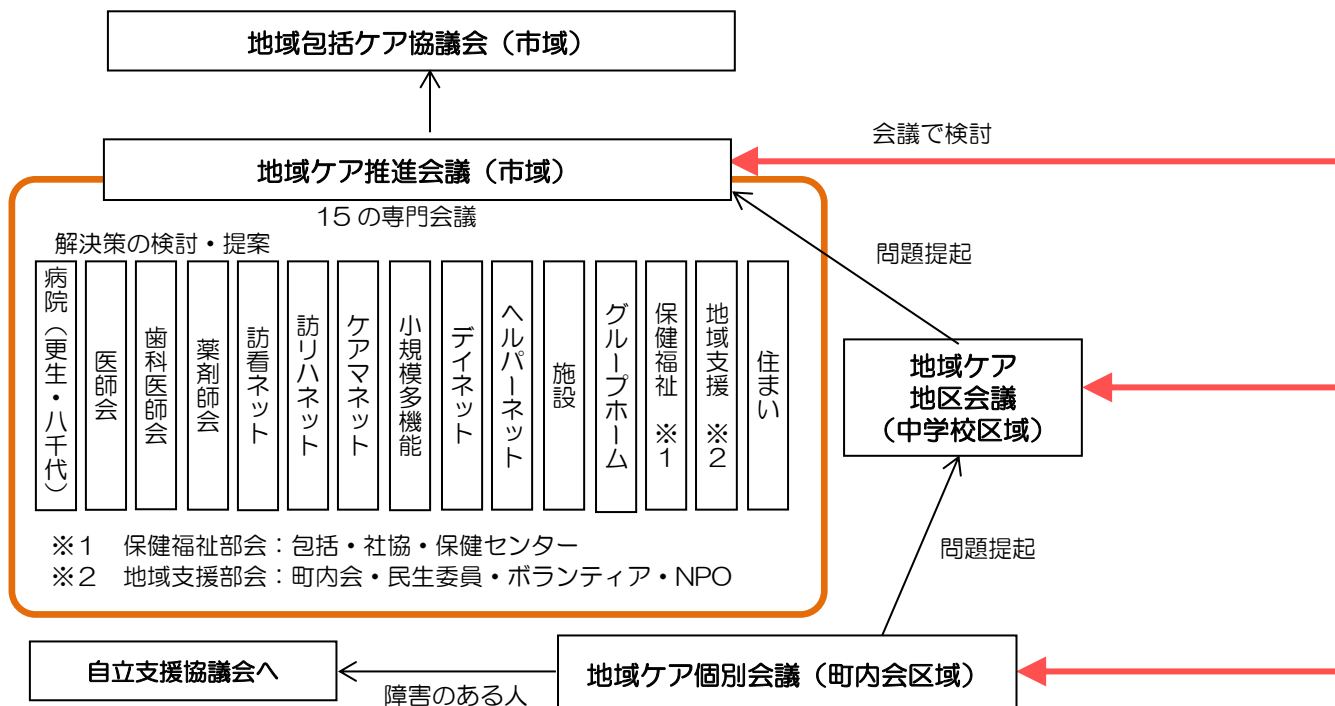
3 自助、共助、公助が連携した支援体制

支援を必要とする人が地域のなかで安心して暮らすには、身近な支え合いから専門的な支援まで、自助、共助、公助が連携する必要があります。

日常生活で困りごとが生じたときに、誰に相談すればよいか、専門的な相談機関がどこに何があるかなど、普段の生活に馴染みがないため知らない人が多いのが実情です。

ここでは、高齢者、障害のある人、子育て家庭の3分野における、それぞれの役割と関わりについて、当事者を中心にした支援イメージを図案化しました。

図1-5 高齢者への支援イメージ図(安城市版地域包括ケアシステムのイメージ)



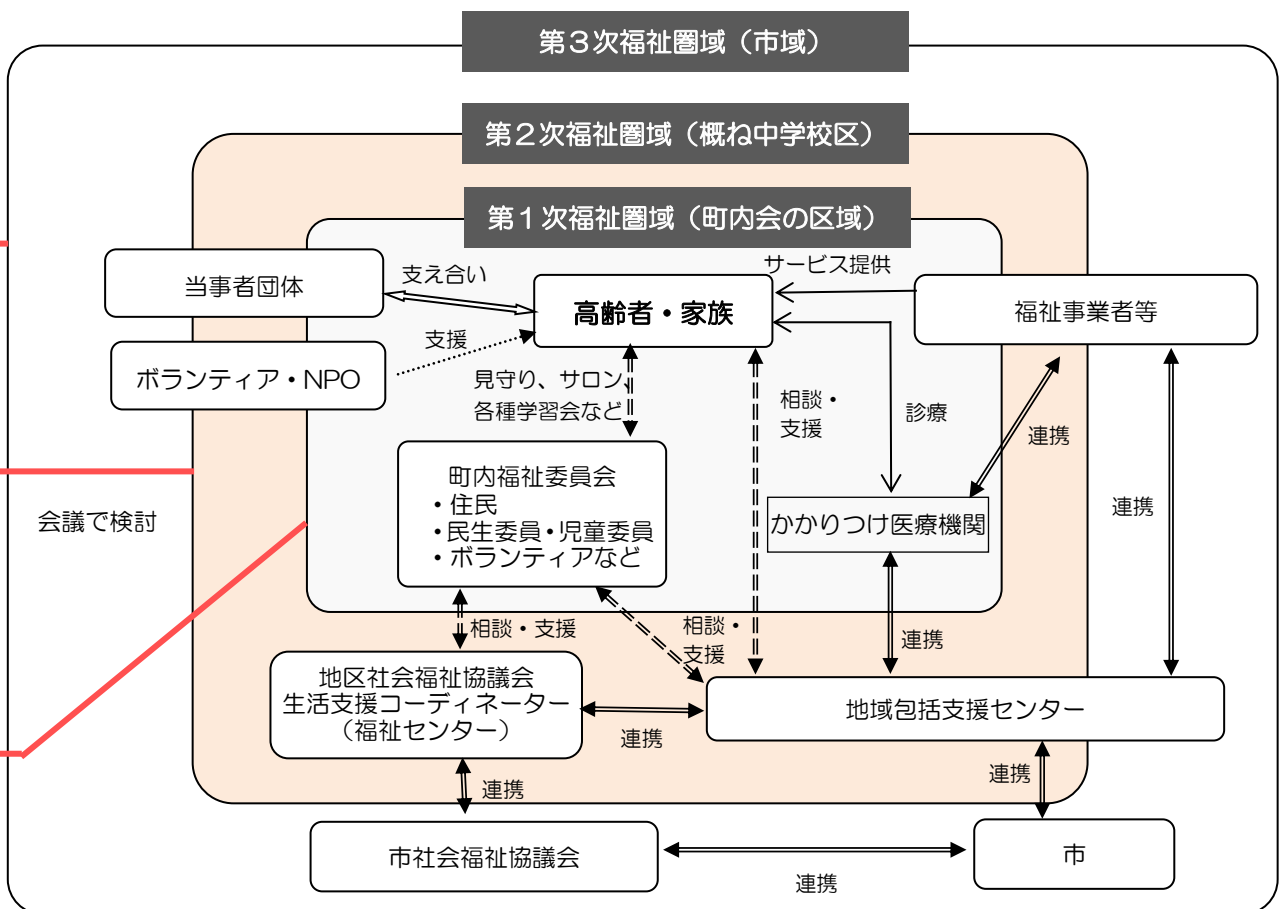


図1-6 障害のある人への支援イメージ図

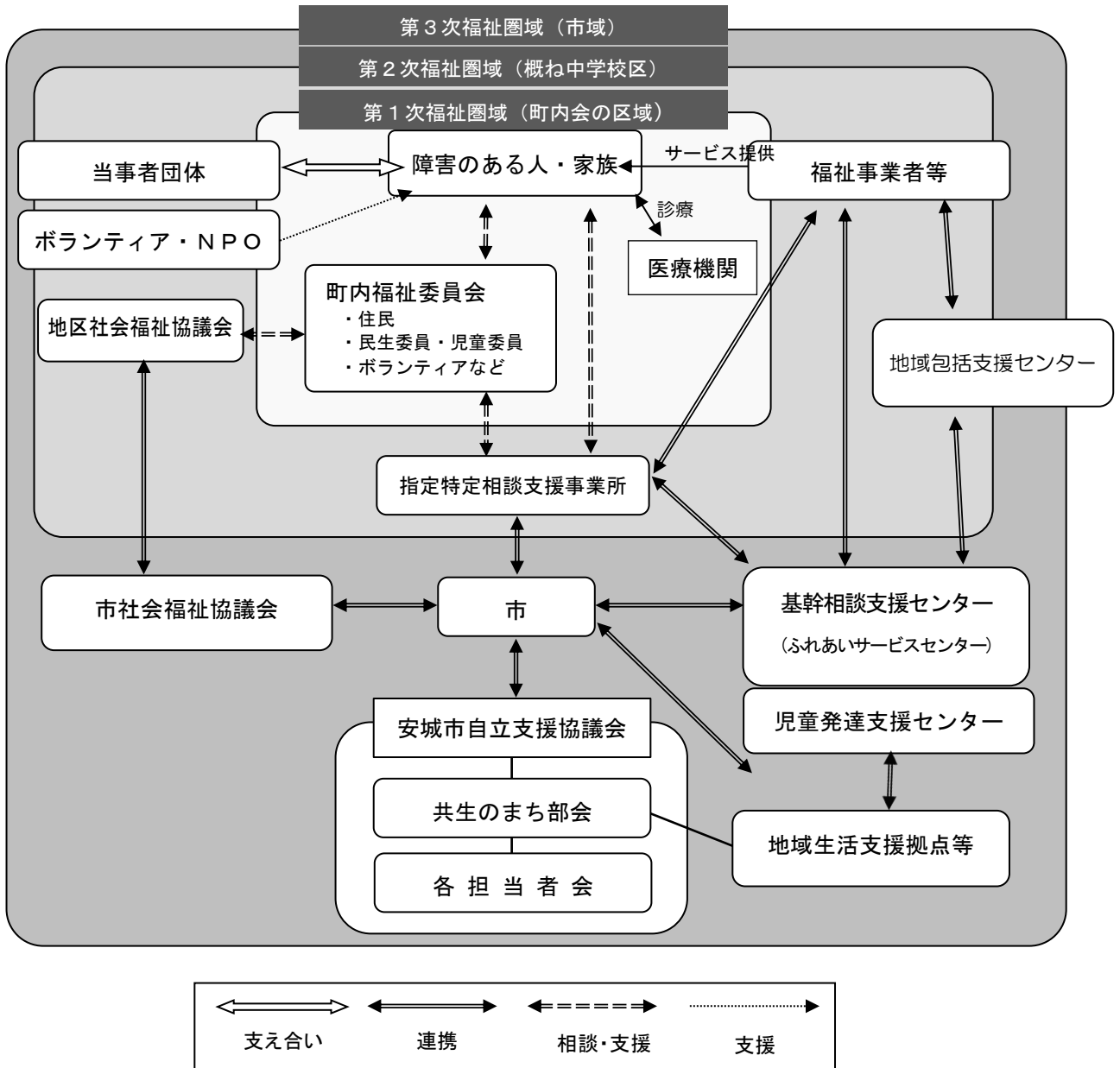
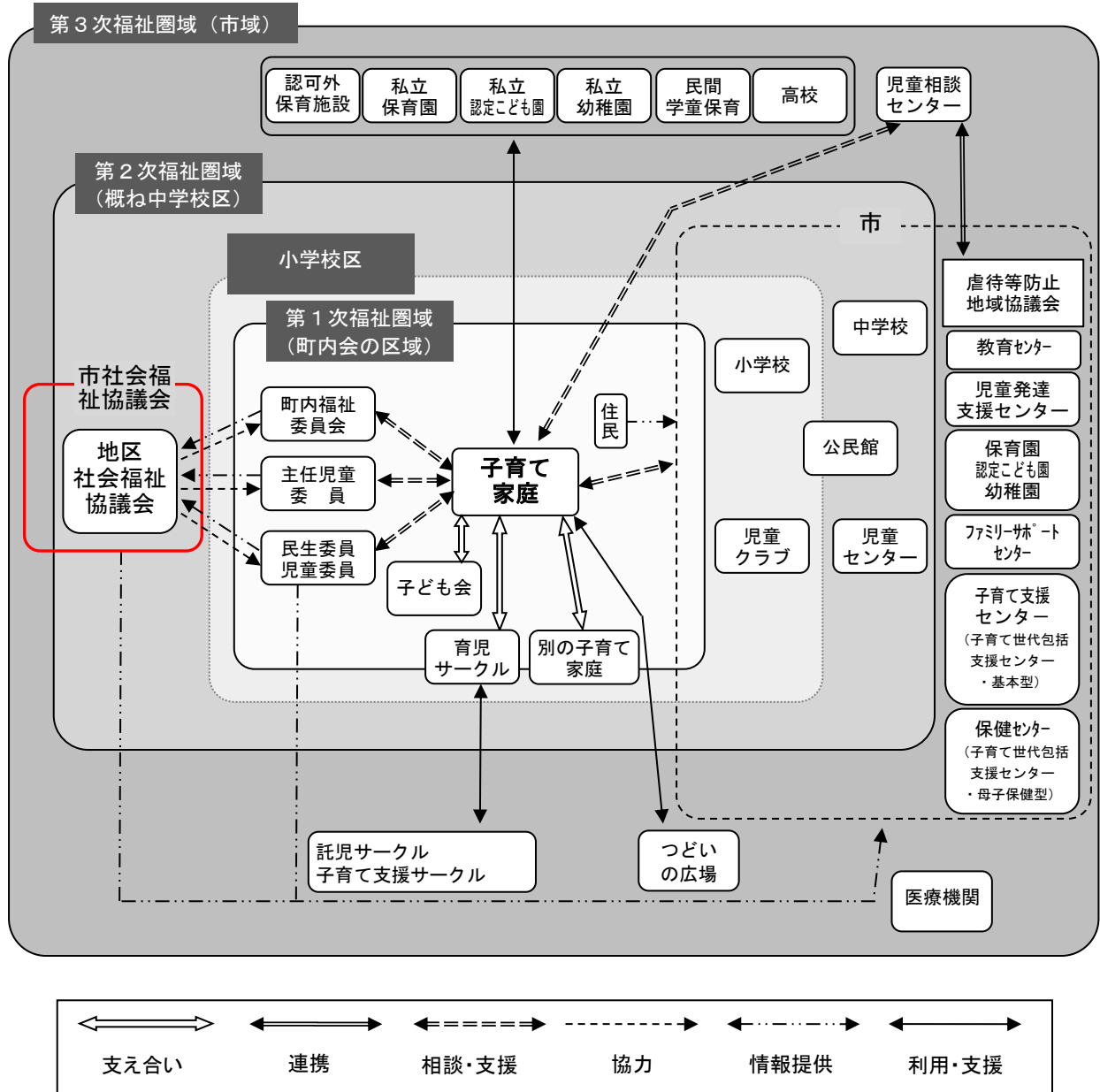




図1-7 子育て家庭への支援イメージ図



第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の現状

※P16～20、23は数値、表等を確認中です。

1 人口及び世帯数の推移と推計

2023(令和5)年10月1日現在における本市の総人口は188,000人、総世帯数は7,000世帯です。年齢3区分をみると、2018(平成30)年から2023(令和5)年にかけて、年少人口(0～14歳)は減少、生産年齢人口(15～64歳)は横ばいとなっており、大きく増加しているのは高齢者人口(65歳以上)です。また、2023(令和5)年時点の年少人口は12,000人で、2018(平成30)年と比較すると10,000人も減少しています。一方、高齢化率は2018(平成30)年の20.6%から、2023(令和5)年には21.7%にまで上昇しており、今後、高齢化率はさらに上昇することが予想されています(表2-1)。

なお、我が国は2008(平成20)年を境に人口減少社会を迎えていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は今後もわずかながら増加を続けると予想されています(表2-2)。

団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)の仲間入りをする2025年には、前期高齢者(65～74歳)よりも後期高齢者の人口の方が多くなると推計されています(図2-2)。

表2-1 年齢区分別(3区分)住民基本台帳人口の推移

		2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
人口 (人)	総人口	189,031	190,007	190,155	189,543	188,999	
	0～14歳	28,694	28,416	28,057	27,417	26,824	
	15～64歳	121,412	121,974	121,865	121,426	121,162	
	65歳以上	38,925	39,617	40,233	40,700	41,013	
構成比率 (%)	0～14歳	15.2	15.0	14.8	14.5	14.2	
	15～64歳	64.2	64.2	64.1	64.1	64.1	
	65歳以上	20.6	20.9	21.2	21.5	21.7	
世帯数(世帯)		74,919	76,114	76,868	77,360	78,014	

(出典) 住民基本台帳 各年10月1日現在

表2-2 年齢区分別(3区分)国勢調査人口の将来推計

		実績値			推計値	
		2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
人口 (人)	総人口	178,691	184,140	187,990	190,491	191,227
	0～14歳	29,556	28,829	27,677	26,833	26,078
	15～64歳	119,012	118,563	120,493	121,775	120,300
	65歳以上	29,164	35,936	39,820	41,883	44,849
構成比率 (%)	0～14歳	16.6	15.7	14.7	14.1	13.6
	15～64歳	67.0	64.7	64.1	63.9	62.9
	65歳以上	16.3	19.5	21.2	22.0	23.5
世帯数(世帯)		66,667	70,813	75,310	79,707	84,838

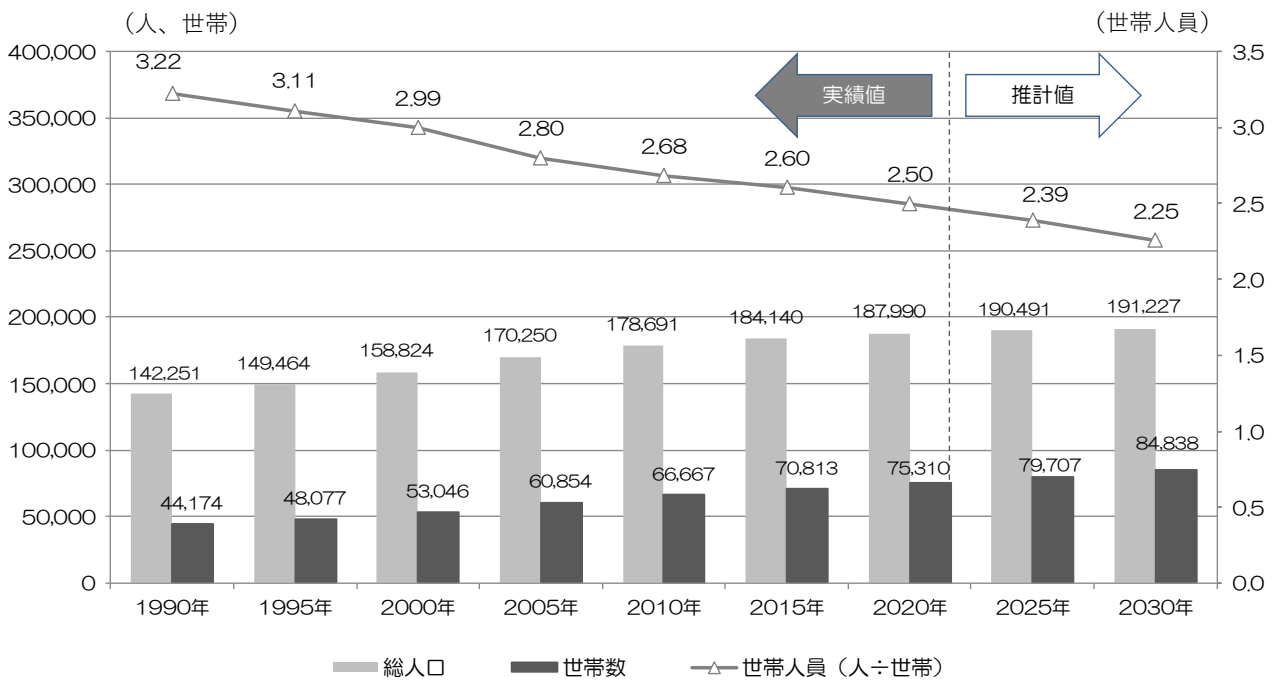
(出典) 実績値 国勢調査(総務省)

推計値 総人口: 国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)

世帯数: 国勢調査を基に独自推計 ※実績値・推計値とも各年10月1日現在

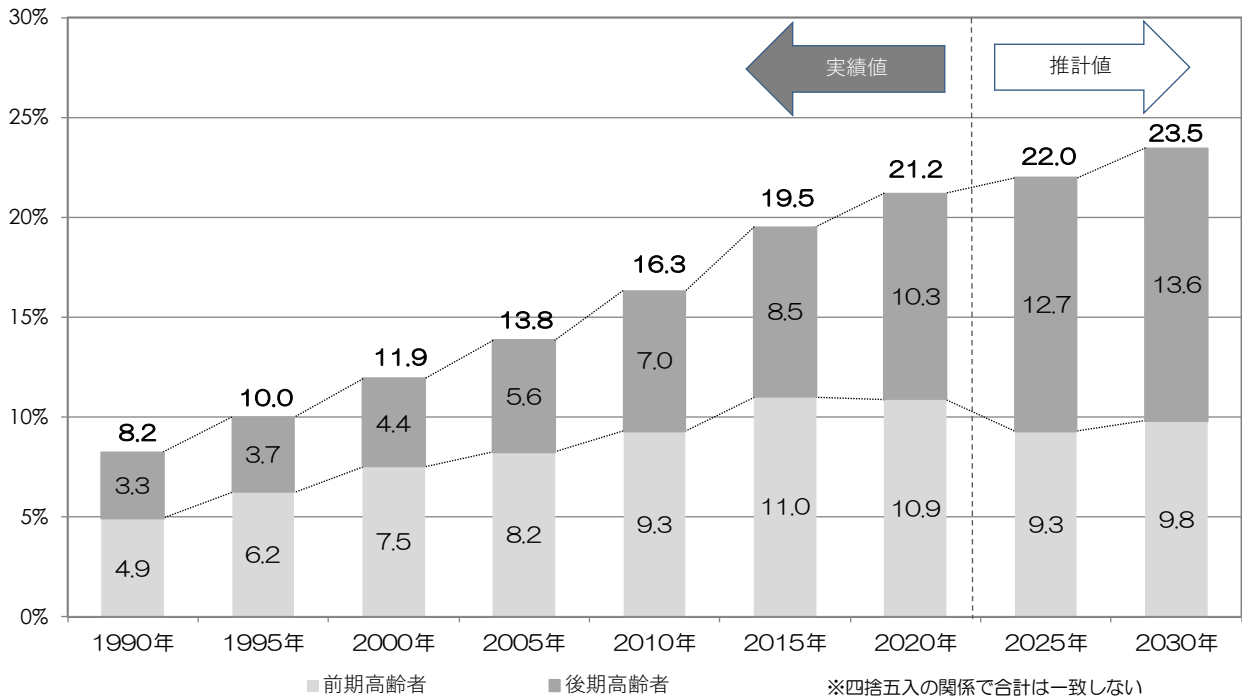


図2-1 本市の人口及び世帯数の推移



(出典) 実績値 国勢調査(総務省)
 推計値 総人口:国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)
 世帯数:国勢調査を基に独自推計 ※実績値・推計値とも各年10月1日現在

図2-2 高齢化率の推移



(出典) 実績値 国勢調査(総務省)
 推計値 国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)

2 福祉関係の統計

(1) 高齢者世帯数

本市の総世帯数及び高齢者のいる世帯数は年々増加してきましたが、高齢者のみの世帯については、2022(令和4)年から2023(令和5)年にかけて減少に転じています。

表2-3 世帯の状況

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
総世帯	74,628	75,406	76,803	77,201	77,579	78,352
高齢者のいる世帯 (総世帯数比)	25,964 (34.8%)	26,377 (35.0%)	26,778 (35.5%)	27,151 (36.0%)	28,140 (37.3%)	27,850 (36.9%)
うち高齢者単身世帯 (総世帯数比)	6,667 (8.9%)	6,862 (9.1%)	7,142 (9.5%)	7,444 (9.9%)	7,917 (10.5%)	8,031 (10.7%)
うち高齢者のみ世帯 (総世帯数比)	6,498 (8.7%)	6,722 (8.9%)	6,976 (9.3%)	7,202 (9.6%)	7,606 (10.1%)	7,460 (9.9%)

(出典) 住民基本台帳 4月1日現在

(2) 障害のある人の内訳

本市に在住する障害のある人の人数(手帳所持者数)をみると、身体障害者手帳所持者数は横ばいから減少傾向にあります。療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

表2-4 手帳所持者数

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
身体障害者手帳	5,038	5,010	4,979	4,986	4,973	4,931
療育手帳	1,305	1,361	1,410	1,437	1,526	1,596
精神障害者保健福祉手帳	1,254	1,323	1,475	1,524	1,662	1,778

(出典) 福祉のあらし (各年4月1日現在)

(3) 子どもの年齢内訳

本市に在住する子どもの人数は減少傾向にあります。年齢内訳は次のとおりです。

表2-5 年齢別子ども数

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
0～2歳(乳児)	5,576	5,482	5,243	5,018	4,698	4,414
3～5歳(幼児)	5,772	5,499	5,562	5,437	5,346	5,084
6～11歳(小学生)	11,676	11,754	11,591	11,424	11,188	11,067
12～14歳(中学生)	5,827	5,747	5,853	5,930	5,929	5,857
0～14歳(合計)	28,851	28,482	28,249	27,809	27,161	26,422

(出典) 住民基本台帳 (各年4月1日現在)



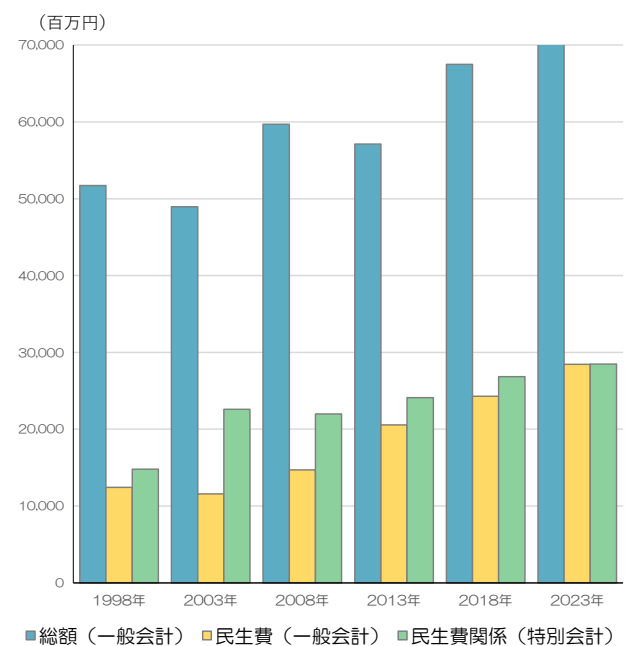
3 予算の状況

市の一般会計の当初予算歳出額は、年によって増減がありますが、民生費はその増減に関わらず、概ね増加の傾向にあります。2018(平成 30)年度から 2023(令和5)年度にかけての最近 5 年を比較してみると、一般会計の民生費は 17.1%増、特別会計の民生費関係(※)は6.1%増となっています。また、2023(令和5)年度でみると、一般会計の総額のうち民生費の割合が 40.4%を占めています。

表2-6、図2-3 市当初予算歳出額の推移

(単位：百万円)

市当初予算歳出額			
年度	一般会計		特別会計
	総額	民生費	民生費関係
1998(平成10)年	51,700	12,440	14,800
2003(平成15)年	48,940	11,572	22,587
2004(平成16)年	54,280	12,068	23,147
2005(平成17)年	51,500	12,392	24,247
2006(平成18)年	52,940	12,879	25,221
2007(平成19)年	56,590	14,626	26,942
2008(平成20)年	59,690	14,705	21,988
2009(平成21)年	56,720	14,947	20,575
2010(平成22)年	56,250	17,852	21,052
2011(平成23)年	56,920	19,972	21,692
2012(平成24)年	56,720	20,215	22,930
2013(平成25)年	57,100	20,551	24,093
2014(平成26)年	61,800	21,549	25,325
2015(平成27)年	63,130	23,379	28,563
2016(平成28)年	72,920	23,094	28,458
2017(平成29)年	66,880	24,532	29,536
2018(平成30)年	67,500	24,294	26,844
2019(令和元)年	67,290	24,865	26,558
2020(令和2)年	72,100	25,600	27,157
2021(令和3)年	67,730	27,112	27,248
2022(令和4)年	70,220	28,557	27,909
2023(令和5)年	70,420	28,440	28,491



※特別会計の民生費関係

- ①「国民健康保険事業」「老人保健事業」「介護保険事業」「後期高齢者医療」の4会計を合計した金額です。
- ②「介護保険事業」は 2000(平成 12)年度から、「後期高齢者医療」は 2008(平成 20)年度から予算化されています。
- ③「老人保健事業」は 2010(平成 22)年度で廃止されています。

2-2 地域福祉資源の概況と特徴

1 福祉関係施設

市内には、福祉センターをはじめとした様々な施設があります。

図2-4 市内の福祉関係施設(一部)





2 福祉関係団体等

(1) 町内福祉委員会

① 町内福祉委員会の組織

町内福祉委員会は、各町内会の地域の実情に合わせて設置され、住民による地域福祉活動を推進する組織です。

構成員は、地域で活動されている人や、福祉に関心のある人により構成されています。構成人数は、特に規定されていませんが、約10～20人の委員会が多数です。

② 町内福祉委員会の主な活動

町内福祉委員会の主な活動は次のとおりです。

- ア サロン、世代間交流事業の実施
- イ 地域での見守りが必要な人への見守り・生活支援・災害時支援
- ウ 福祉意識の啓発
- エ 住民意識調査、福祉マップの作成
- オ 福祉や介護などに関する勉強会等の開催
- カ 福祉だよりの発行

表2-7 町内福祉委員会の区域

地区社協名 〔概ねの中学校区※〕	活動拠点	町内会名（76福祉委員会）	備考
東山地区社協 〔東山中学校区〕	北部福祉センター	里、井畑、石橋、橋目、柿碓、尾崎、宇頭 茶屋、浜屋、東栄、今本	東栄、今本の2町内会は、東栄・今本町福祉委員会として活動
中部地区社協 〔安城北中学校区〕	中部福祉センター	今池、コープ野村新安城、池浦、新田、西別所、東別所、別郷、別所団地、北山崎、高木、大岡、山崎、明治本町、昭和、大東	
作野地区社協 〔篠目中学校区〕	作野福祉センター	住吉、篠目、井杭山、美園、二本木新町、三河安城、依佐美・美園住宅	美園、二本木新町、三河安城の3町内会は二本木連合福祉委員会として活動
中央地区社協 〔安城南中学校区 (石井町を除く)〕	総合福祉センター	栄町、御幸、本町、本通り、朝日町、相生、末広、花ノ木、日の出、南町、百石、城南、大山、横山、赤松	
安祥地区社協 〔安祥中学校区〕	安祥福祉センター	上条、土器田、西尾、秋葉、東尾、河野、古井、古井新町、古井住宅	
西部地区社協 〔安城西中学校区〕	西部福祉センター	下管池、箕輪、二本木、緑、三河安城本町、高棚、福釜、榎前	二本木、緑、三河安城本町の3町内会は二本木連合福祉委員会として活動
明祥地区社協 〔明祥中学校区 (石井町を含む)〕	明祥福祉センター	石井、和泉、東端、根崎、城ヶ入	
桜井地区社協 〔桜井中学校区〕	桜井福祉センター	藤野、堀内、桜井北、城山、城向、桜井西町、東町、姫小川、館出、鹿乗、小川、三ツ川	

※地区社会福祉協議会と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(令和5年10月1日現在)

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。また、同時に児童福祉法により児童委員を兼ねています。任期は3年で、県知事が定める区域(概ね中学校区)ごとに民生委員・児童委員協議会(以下「地区民協」という。)を組織しています。また、主任児童委員は、各小中学校区に1人が配置されています。

なお、次表には、民生委員及び主任児童委員の人数を記載しています。

市域で組織される安城市民生委員・児童委員協議会では、次の11項目を、2023(令和5)年度の活動重点事項として定め、積極的に取り組んでいます。

- ① 援助を必要としている人々への訪問活動等の推進
- ② 災害時ひとりも見逃さない運動の推進
- ③ 福祉活動への住民参加の促進
- ④ 児童虐待防止活動の推進
- ⑤ 高齢者虐待防止活動の推進
- ⑥ 障害者虐待防止活動の推進
- ⑦ 研修への取組強化
- ⑧ 情報の共有・管理保護の徹底
- ⑨ コロナ禍後の活動の充実
- ⑩ 関係機関との連携
- ⑪ 地区民協の活性化(交流会等)

表2-8 地区民協構成人数

地区	民生委員数 (人)	主任 児童委員数 (人)	計 (人)	担当地区 [概ねの中学校区*]
東山地区民協	27	3	30	東山中学校区
中部地区民協	37	4	41	安城北中学校区
作野地区民協	27	2	29	篠目中学校区
中央地区民協	38	2	40	安城南中学校区
安祥地区民協	22	2	24	安祥中学校区
西部地区民協	25	4	29	安城西中学校区
明祥地区民協	13	2	15	明祥中学校区
桜井地区民協	19	2	21	桜井中学校区
計	208	21	229	

※地区民協と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(令和5年10月1日現在)



(3) 市社協ボランティアセンター、市民活動センター

市社協は、ボランティアの活動推進を図ることを目的に、1978(昭和 53)年 10 月にボランティアセンターを設置しました。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加したい人を登録するとともに、ボランティアの派遣を希望する人や関係機関との連絡調整等に対応するボランティア相談、ボランティアの育成、福祉学習の推進、ボランティア活動の支援、啓発などを行っています。

ボランティアセンターの団体登録は、ボランティア活動を主とした団体のほか、市民(または自主)活動を主としながらボランティア活動も行う団体や、NPOなどが登録されています。また、個人のボランティア登録者には、個人でボランティア活動を行う人のほか、災害ボランティアコーディネーターも含まれています。

市民活動センターは、市民活動のサポート拠点として 2005(平成 17)年 1 月に設置され、市民活動に関する様々な情報の提供、活動団体相互の交流と連携の促進や、団体の自立を支援しています。

また、本市では、国や県に認可を受けたNPOが保健福祉や防災、環境、まちづくりなどの分野において活動しており、今後も幅広い活動の展開が期待されています。

表2-9 市社協ボランティアセンター登録数

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
登録団体数(団体)	222	217	210	204	
個人登録者数(人)	362	263	219	274	

(各年3月31日現在、2023(令和5)年は10月1日現在)

表2-10 市民活動センター登録数

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
登録団体数(団体)					

(各年3月31日現在、2023(令和5)年は10月1日現在)

(4) 市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。市社協は1952(昭和27)年に設立され、1968(昭和43)年に社会福祉法人の認可を受けています。

市社協では、第1次地域福祉活動計画で地区社協の区域ごとにコミュニティワーカーを配置することを定め、町内福祉委員会の活動を支援してきました。また2015(平成27)年度から市より生活支援体制整備事業を受託するとともに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象とした地域でのサービス・支援の創出に努めています。

また、地域福祉の推進を図ることを目的として、次表に掲げるように、市からの委託事業や福祉センター等の指定管理業務を行うなど、多様な福祉事業を展開しています。

表2-11 市社協の主な事業(※は本市の委託事業又は指定管理業務)

町内福祉委員会等の活動支援	福祉介助サービス事業
地区社協の運営支援	福祉サービス利用援助事業
広報紙の発行	心配ごと相談等相談事業
福祉教育の推進	ふれあいサービスセンター事業
車いす・車いす移送車貸出し事業	生活支援体制整備事業※
自主防災組織支援事業※	居宅介護支援事業
ボランティアセンター事業・災害ボランティアセンターの運営	地域包括支援センター事業※
善意銀行事業	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業※
生活福祉資金等の貸付け	後見支援センター
児童センターの経営※	成年後見支援事業
訪問介護等事業(ホームヘルプサービス)	介護予防事業※
福祉センター・社会福祉会館の経営、福祉避難所の運営※	安城市共同募金委員会としての事業
身体障害者デイサービスセンターの経営※	日本赤十字社安城市地区としての事業
障害相談支援事業※	福祉まつり実行委員会としての事業

【社会福祉法(市町村社会福祉協議会関係部分)】

(市町村社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



(5) 地区社会福祉協議会

住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、1997(平成 9)年度から 2000(平成 12)年度にかけて、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協の発足を支援し、担当職員をコミュニティワーカーとして配置してきました。

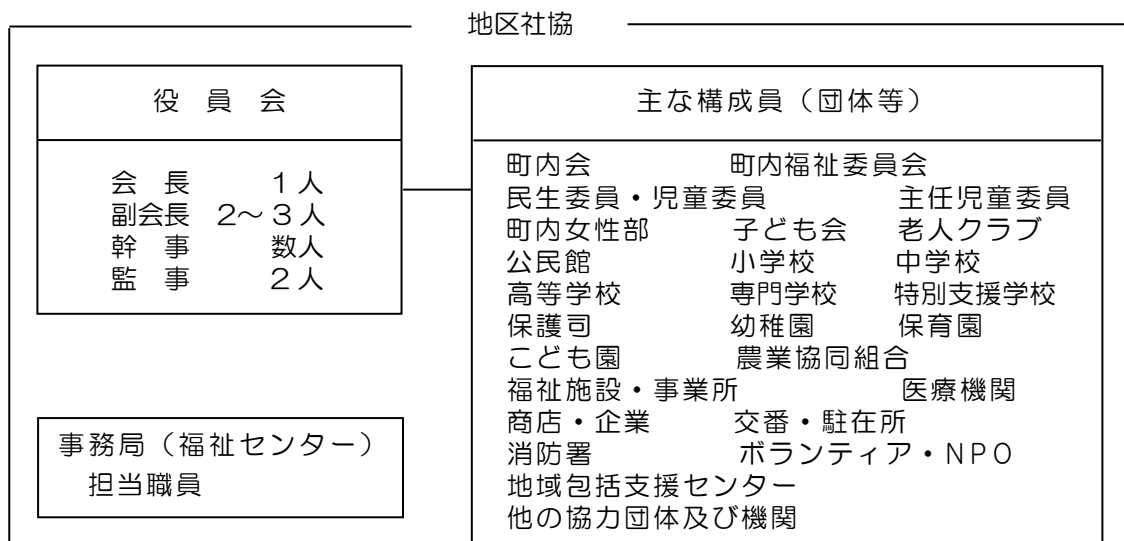
町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、2016(平成 28)年度までにすべての町内会で町内福祉委員会が発足しました。

日常生活のなかで共助を推進する組織である町内福祉委員会の活動を支援し、地域福祉活動を推進しています。

表2-12 地区社協の主な事業

区分	事業内容
小地域福祉活動の支援	町内福祉委員会の活動支援 ボランティアの育成・支援
啓発活動	勉強会・福祉講座等の開催 広報紙の発行 講演会等イベントの開催

図2-5 地区社協の組織図(例)



3 地域福祉活動の特徴

(1) 地区社協の区域（概ね中学校区）を福祉圏域とした活動展開

市社協では、地域をサポートするコミュニティワーカーを地区社協の区域ごとに配置することで、住民主体の小地域福祉活動を推進しています。

市内全町内会に町内福祉委員会が発足しており、サロンなどのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動のほか、福祉マップの作成、見守り活動の支援といった様々な小地域福祉活動に、地域の実情にあった方法で取り組んでいます。本市では、この町内福祉委員会が地域福祉の中核として機能しています。

(2) 町内福祉活動計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実践

各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に取り組んでいます。また町内福祉活動計画は、地区社協単位で毎年、進行管理を行っています。

[町内福祉委員会の活動事例]

- ① 見守り活動（見守りが必要な人の実態調査、個別訪問等によるニーズ調査、福祉マップ・住民支え合いマップの作成など）
- ② 高齢者等への個別支援（買い物支援、ゴミ出し支援、認知症高齢者の見守り支援など）
- ③ 高齢者等の居場所づくり活動（ふれあい交流会、サロン活動など）
- ④ まちの安全と安心を守る取組（小学生登下校時の見守り活動、避難行動要支援者に配慮した避難訓練など）
- ⑤ 福祉学習活動（まちかど講座、ハートフルケアセミナーなど）
- ⑥ 広報・啓発活動（広報紙、講演会など）

(3) 事業者やNPO等との協働による地域福祉活動の展開

本市では、2015(平成 27)年度から生活支援体制整備事業を市社協に委託し、職員を配置しました。多様な社会資源の発掘や生活支援ネットワーク会議の開催を通じた多様な社会資源のネットワーク化を図っています。

これらの取組の成果として、町内福祉委員会を中核としつつ、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動が展開されています。

[生活支援・介護予防の推進に向けた取組事例]

- ① 生活支援ネットワーク会議
 - ・地区社協の区域で毎年2回以上、会議を開催。高齢者の生活支援を行う住民、NPO、ボランティア、民間企業、店舗、農業協同組合、社会福祉法人等多様な主体間の定期的な情報共有・連携の場となっています。
 - ・こうした取組の成果もあり、サロン活動の数は80箇所（平成27年度）から新型コロナウイルス感染症が発生する前には195箇所にまで増加



し、令和4年度末には207箇所まで増加しています。

- また、毎月開催型のサロンが一般化。中には、毎週開催型や毎日開催型（カフェ形式）のサロン活動も生まれています。さらに、町内健康体操教室も市内59箇所で開催されています。

②あんじょうコミュニティEXPO

- 企業・専門職が連携して住みよい地域の実現を目指すため、生活支援活動や介護予防事業など互いの取り組みについて情報共有する機会として「あんじょうコミュニティEXPO」を年2回開催しています。

③高齢者見守り事業者ネットワーク

- 地域において生活支援や見守り活動を行う民間事業者等と市・市社協が協定を締結しています（令和5年9月末時点で47企業・団体）。

④地域リハビリテーション活動支援事業

- 市内のリハビリ専門職が介護予防に資する地域活動等の場（体操教室、サロン等）へ出向き、地域活動の担い手である住民へ介助方法や体操の内容など介護予防に関する技術的助言を行っています。

⑤あんじょうコミュニティBOOKの発行

- 市と市社協が協働して、地域のサロン活動など高齢者の集いの場の情報を集約して発信しています。

（4）地域共生社会の実現に向けた先駆的取組を展開

市社協・地区社協が主に町内福祉委員会に働きかけながら、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動を展開しています。

一部の町内会やNPO等では、高齢者のみならず、すでに子育て支援をはじめ、障害のある人や生活困窮者への見守りや生活支援のほか、高齢者の買い物移送サービスの実施など、「地域共生社会」の先駆的な取組もみられます。

2-3 これまでの施策の主な実施状況と課題

第4次計画の主な成果と課題を、基本目標別に整理しました。内容は次のとおりです。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

基本施策 1-1

地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
17	0	17	0

主な実施状況・成果

■すべての推進施策・事業を実施することができました。

- コロナ禍の影響もある中、76 町内福祉委員会中ほとんどの町内福祉委員会が全体研修会に参加することができました。一方で、民生委員による安否確認・見守りについては、コロナ禍の影響による活動制約があり、ここ数年、訪問件数が伸び悩んでいます。
- 地域見守り活動推進事業は、すべての町内会で実施することができました。また、コロナ禍にありながらも、感染症対策を取りながら再開するサロンも増え、地域で月1回以上開催されているサロン実施箇所数は着実に増加し、目標を大幅に超えるような結果が得られています(平成 29 年度:127 箇所⇒令和4年度:207箇所)。
- 地区社協が主催する地域福祉活動勉強会開催事業についても、目標を上回る回数で実施しており、福祉制度や施設の理解促進、また福祉委員会同士の情報交換などを行い、地域福祉活動の参考となる情報の提供に努めることができました。

主な課題

- メンバーの固定化や高齢化が進んで、同一人物が長年にわたって会長職を担わざるを得ないような町内福祉委員会が見受けられます。また、依然として町内会への加入率の伸び悩みが続いています。このため、各町内福祉委員会の組織力の強化と活動の活性化を図っていく必要があります。
- コロナ禍で仕事が減って家計急変に苦しむ外国籍住民が顕在化し、コロナ特例貸付の申請時など、言葉や文化の違いの壁に苦慮するような場面も多々生じました。外国籍住民に対する地域情報等の提供の重要性も改めて浮かび上がりました。
- 8050 問題や高齢化・少人数世帯化、生活困窮者問題など、地域福祉課題が複雑かつ複合化するなか、複合的生活課題を抱えた世帯にも目を向けた地域福祉活動への必要性が求められており、そのためには、様々な分野の機関・団体が連携しやすくなるような、包括的支援体制の整備を行う必要があります。
- 民生委員による訪問件数が伸び悩んでいます。また、コロナ禍で、多くの会場で休止していた介護予防教室を再開する会場も増えているものの、コロナ禍以前の会場数までには至っていません。このように、民生委員の訪問活動や地域での介護予防事業など、コロナ禍で停滞してしまっている地域福祉活動を再始動・活性化させることが課題となっています。



**基本施策
1-2**

地域における連携と協働の推進

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
8	0	8	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域見守り活動推進事業の取組や個別ケースの支援を通じ、町内で活動する組織(町内福祉委員会、民生委員、老人クラブ、ボランティアなど)相互の連携体制づくりを進めてきました。 ●2015(平成 27)年度に各地区社協単位に配置した生活支援コーディネーターは、目標回数を上回る形での「生活支援ネットワーク会議」の開催を通じて、多様な社会資源の発掘とネットワーク化に努めてきました。 ●高齢者については、地域包括支援センターが中心となり、地域・介護・医療などの関係者を集め地域ケア個別会議を通じて、町内の要支援者について、専門職と共に検討することができました。 ●サロン活動者情報交換会や生活支援ネットワーク会議、市民活動センターや市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネートなどを通じて、福祉事業者と関係団体等との交流、施設や事業所同士の関係づくりや住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチングを進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者のみならず、障害のある人や子どもに係る事例、生活困窮に関する事例についても、町内福祉委員会と地域包括支援センター、障害相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、地区社協、福祉事業者等と連携した地域ケア個別会議等の開催を進めていく必要があります。 ●高齢者の増加や社会環境の変化に伴う複合的な生活課題を抱える世帯の増加など、地域生活課題が複雑化している一方で、町内福祉委員会のメンバーは高齢化や担い手不足の傾向があります。こうした状況の中、地域福祉活動を充実させていくためには、福祉事業者やNPO、当事者団体、民間企業など、多様な主体が地域福祉活動の担い手になっていくことや、町内福祉委員会との連携・協働をさらに進めていくことが求められます。

**基本施策
1-3**

地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
19	0	19	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍以降、自主防災組織による防災訓練回数は大幅に減少していますが、自主防災リーダー養成研修事業の受講者は目標値には達しなかったものの、着実に増加しています。 ●中学生対象の防災教室を市内全ての中学校で実施することができました。また、家具転倒防止のための講演や訓練等についてもほぼ目標通りに実施することができたこともあり、家具転倒防止器具取付設置世帯数は、令和4年度に大幅に伸びました。 ●避難行動要支援者支援制度の啓発を進めたことで、避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数は目標数を上回る結果が得られています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震診断や木造住宅耐震改修費補助事業の件数は、所有者の高齢化が進んでいることもあり伸び悩んでいます。また、木造住宅耐震シェルターの普及はほとんど進んでいないのが実情です。引き続き防災意識を高め、住まいの防災・減災を進めていく必要があります。 ●避難行動要支援者支援制度については、令和3年の災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、本計画のモデルケースを作成するなど、計画作成に向けた取組を推進していくとともに、発災時に着実に支援行動ができるよう機能させていく必要があります。 ●特殊詐欺など主に高齢者をねらった犯罪が多発していることから、安全安心情報メールなどによる被害状況の周知や防犯講話、各種キャンペーンを通じた啓発活動を行う必要があります。また、地域ぐるみの防犯体制づくりを活性化していく必要があります。

**基本施策
1-4**

生きがいと社会参加の創出

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
14	0	14	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者教室やシルバーカレッジなどが2020年度は休止となり、「おはよう！ふれあいラジオ体操会」の参加人数がコロナ前よりも少なくなるなど、コロナ禍の影響を大きく受けた事業がありました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍で、外出を控え、閉じこもりになってしまった高齢者や障害のある人等も少なくないだけでなく、子どもの運動能力の低下も問題視されています。コロナ禍以前のように様々な形で社会参加したり、身体を動かしたり、交流したりする機会を創出し、参加を促進していく必要があります。 ●定年延長が社会的に進められているなか、高齢期を迎えてもイキイキと就労したり、社会参画したりする機会を設けていく必要があります。 ●ひきこもりやニートの高齢化傾向に伴い、若年無業者等の就労支援等を引き続き進めていく必要があります。



基本目標 2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり－

基本施策 2-1

福祉のこころの醸成

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
10	0	10	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あじょう社協だよりや全市的に開催している研修会、地区社協単位で開催している勉強会に加え、地区社協主催の福祉学習、小中学校における福祉学習、福祉まつりなどを通じて、住民や子どもの福祉に対する意識啓発と福祉のこころの醸成を進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍で小中学校における福祉学習が一時減少しました。また、福祉まつりは、令和2年度及び令和3年度は開催中止となりました。令和4年度には再開したものの、規模を縮小しての開催であったため、コロナ禍以前の参加者数には到達しませんでした。 ●「福祉のこころ」を培うことは、地域共生社会の実現において不可欠であることから、地域や学校現場における福祉教育を引き続き進めていく必要があります。 ●しかしながら、福祉教育の講師団体が高齢化していることから、講師と協力者の発掘と育成が課題になっています。

基本施策 2-2

地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
22	0	22	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町内福祉委員会全体研修会やあじょう社協だより、市民活動センターのSNSなどを通じて、地域福祉活動や市民活動などに関する情報提供を進め、活動参加の呼びかけを行ってきました。 ●また、市民活動センターや市社協ボランティアセンター等における情報提供や相談、各種ボランティア養成講座の開催等を通じて、地域福祉活動へのきっかけづくりや人材の発掘、育成に努めてきました。 ●市民活動補助制度やボランティア活動助成事業、地域福祉活動助成事業などにより、地域福祉活動等を担う団体やボランティア団体・市民グループの活動を資金面から支援してきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体やボランティア等による多様な活動が活発化するよう、引き続き情報提供や相談、人材発掘・育成面や資金面、活動場所など多様な側面から地域福祉活動等の活動支援を進めていく必要があります。

**基本施策
2-3**

セルフヘルプ、当事者力の向上支援

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
9	0	9	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当事者団体同士がお互いの活動を知り合うための情報交流と意見交換の場として関係団体等の懇話会を開催するなど、当事者団体の活動の支援に努めてきました。また、相談や必要な情報提供など、新たな当事者団体の設立支援を進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者団体の一つである老人クラブはクラブ数・会員数の減少傾向が続いており、組織力の強化と担い手の確保が課題となっています。ほかの当事者団体でも同様の課題を抱えている団体もみられます。

**基本施策
2-4**

地域福祉活動を支える拠点機能の整備

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
3	0	3	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成28年4月に明祥福祉センターが開館したことにより、すべての中学校区で福祉センターが開設されました。また、令和3年から令和4年に渡り、老朽化した総合福祉センターの改修を行いました。中学校区ごとに福祉センターが整備されていることは、本市の大きな資産であり、特徴になっています。地域住民にとって、福祉センターが地域福祉活動拠点として利用しやすい施設となるよう、利用推進委員会の開催などを通じてより良い施設運営に努めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、長期間にわたって快適かつ安全に福祉センターが利用できるよう、予防保全的な観点から、施設の維持管理及び修繕を計画的に進めていく必要があります。 ●身近な地域福祉活動の拠点となる町内公民館の中には老朽化が見られる場所や、バリアフリー未対応の場所もあることから、引き続き、町内福祉委員会活動や地域住民にとって快適に利用できる施設となるよう、建設・改修の支援をしていく必要があります。



基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

基本施策 3-1

福祉サービスに関する適切な情報提供

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
7	0	7	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市や市社協の広報紙や公式ウェブサイトへの掲載、情報誌(「福祉のあらし」やパンフレット「高齢福祉サービス」など)の配布等により、福祉サービスに関する情報を提供しました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度に市民向けに実施したアンケート結果によれば、65歳以上の高齢者のうち、福祉に関する情報が「あまり入ってこない、入ってこない」と答えた人は3割以上を占めています。また、福祉に関する知りたい情報があっても、情報を得ていない方も少なくないことから、必要とする方に、福祉に関する情報が届くよう引き続き、提供方法・手段等を工夫していくことが課題となっています。

基本施策 3-2

きめ細かな相談支援体制の確立

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
13	0	13	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施・着手することができましたが、包括的な相談支援体制については、体制構築に必要な重層的支援体制整備事業の検討に着手したばかりであり、その構築までには至りませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する各種相談業務は、市の専門相談窓口で対応しているほか、市社協でも多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。 ●高齢者の相談支援に関しては、地域包括支援センターが核となり、多職種が集まって地域ケア会議を開催できています。 ●障害のある人については、基幹相談支援センターを中心として、指定特定相談支援事業所6事業所、指定障害児相談支援事業所3事業所及び地域包括支援センターが適切な相談支援サービスを実施しています。 ●高齢者や障害のある人、子ども、DV、生活困窮者など、個々の分野での相談窓口の周知と充実に努めてきました。一方で、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯の相談支援を進めるため、包括的な相談支援体制については、体制構築に必要な重層的支援体制整備事業の検討に着手したばかりであり、その構築までには至りませんでした。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的支援体制の実現、ひいては地域共生社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人、子ども、DV、生活困窮者の自立など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に対処するため、重層的支援体制整備事業の構築を進めていく必要があります。

**基本施策
3-3**

公的な福祉サービスの充実

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
18	0	18	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者福祉計画・介護保険事業計画(あんジョイプラン)、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画及び子ども子育て支援事業計画などに基づき、高齢者に対する福祉サービスや障害のある人に対する福祉サービス、子ども・子育てに対する福祉サービスなどの充実に努めてきました。また、高齢者施設や障害者施設の整備や福祉人材の確保などを進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉ニーズは多様かつ複雑化しており、ケースによっては、高齢者、障害のある人、子ども・子育て支援等の福祉サービスについて、分野横断的に対応する必要があり、迅速に重層的支援体制整備事業に着手して、体制構築を行う必要があります。 ●共生型サービスについては情報の収集にとどまっていることから、共生型サービスへの転換を促進するのかどうかを含めて検討していくことが求められます。

**基本施策
3-4**

セーフティネットの整備

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
15	0	15	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者への支援や権利擁護事業の実施、虐待防止や自殺対策の推進など、セーフティネットの整備に努めてきました。 ●特にコロナ禍で生活困窮する人・世帯の大幅な増加に伴い、生活相談や各種給付金・コロナ特例貸付等の生活支援を精力的に実施しました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ特例貸付の手続きや相談者が激増しましたが、今後は、増加する償還に関連する業務への適切な対応を行うための職員体制の構築が求められます。 ●単身世帯や認知症高齢者の増加や家族のつながりの希薄化が進行する中、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用対象者の増加が予想されることから、制度の周知を図るとともに、専門機関等と連携して対象者の生活を支えていくための体制強化を進めていく必要があります。 ●不登校や引きこもり等の家庭訪問要支援児童生徒が年々増加していることから、社会福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを拡充するなど、支援体制の充実に課題となっています。 ●後期高齢者の増加にともなって徘徊が危惧される認知症高齢者も増えてきていることから、徘徊高齢者検索システムに代わるような安否確認システムなどの導入と普及を進めていく必要があります。



**基本施策
3-5**

保健、医療、福祉と地域との連携の強化

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
10	0	10	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきている認識のもと、保健や医療、福祉の関係機関のより緊密な連携に努めてきました。 ●発達障害のある子どもやその疑いのある子どもが依然として増えている中、療育関係機関連絡会を安城市発達支援ネットワーク会議とし、年2回定期的に開催してきましたが、支援機関相互の連携強化と効果的な情報共有が図れるようになった一方で、連携が充分できていない分野も残されています。 ●包括的な相談支援体制や分野横断的な福祉サービスも、迅速に重層的支援体制整備事業に着手して、体制構築を行う必要があります。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的支援体制の実現、ひいては地域共生社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人、子ども、DV、生活困窮者の自立など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に対処するため、重層的支援体制整備事業に着手する必要があります。【再掲】 ●発達障害のある子どもやその疑いのある子どもが依然として増えている状況に対応するための連携体制の構築が課題となっています。

**基本施策
3-6**

高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
12	0	12	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました(令和元年度をもって廃止したリフォームヘルパー派遣事業を含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校施設や保育施設といった公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、道路の段差解消やあんくるバスにおける低床・ノンステップバス車両の導入といった交通のバリアフリー化、住まいのバリアフリー化などを進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護・要支援認定を受けている在宅高齢者に対し、外出支援として一般的なタクシーに乗車する際の料金を、一部助成する高齢者一般タクシー助成を令和3年8月から開始していますが、高齢者の運転免許証の返納者が増加するのに伴って、買い物など日常生活における移動手段に困る市民がますます増加していくことが予想される中、高齢者等に対する新たな移動支援サービスの実施を検討していく必要があります。

2-4 アンケート結果

1 アンケート調査の概要

本計画の策定にあたっては、市民及び福祉サービスを提供している事業者に対してアンケートを実施しました。その調査概要は次のとおりです。

なお、詳細は2023(令和5)年6月に公表した報告書のとおりです。

(1) 市民アンケート

① 調査の目的

市民の福祉に関する意識、日常の暮らしの悩みや不安、地域における福祉活動等の現状等を把握することを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 住民基本台帳から無作為に選んだ18歳以上の市民3,000人
 調査方法 郵送により調査票を配布 回答は郵送とWebのいずれかを選択
 調査実施時期 2022(令和4)年11月22日(火)～12月12日(月)

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A:配布数	B:有効回収数	C:有効回収率(%) C=B/A×100
3,000	1,383	46.1%

(2) 事業所アンケート

① 調査の目的

地域において福祉サービスを提供している事業所を対象に、サービス利用者の生活課題、他の関係機関との連携の現状等を把握することを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所290事業所
 (内訳) 介護保険サービス事業所 186事業所
 障害福祉サービス事業所 104事業所

調査方法 郵送により調査票を配布 回答は郵送とWebのいずれかを選択
 調査実施時期 2022(令和4)年11月22日(火)～12月12日(月)

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A:配布数	B:有効回収数	C:有効回収率(%) C=B/A×100
290	206	71.0%



2 アンケート結果からみた現状と主な課題

調査結果から整理した現状と主な課題は次のとおりです。

(1) 福祉に関連する情報に容易にアクセスできる環境づくり

【現状】

福祉に関する情報を知りたいと思っていながらも、必要な情報にアクセスできていない人が一定数確認されました。

【課題】

情報を必要とする人に情報が届くように、情報の提供方法や相談体制を充実していく必要があります。

(2) コロナ禍で停滞した活動の再始動・活性化

【現状】

地域行事や地域の福祉活動はやや停滞傾向がみられました。コロナ禍の影響が大きいと考えられます。

【課題】

コロナ禍の影響により停滞した活動の再始動・活性化が必要です。

(3) 近所付き合いの希薄化への対応

【現状】

近所付き合いについては、あいさつ程度の軽い近所関係を望む人が増える傾向にあります。

【課題】

緊密ではない近隣関係が望まれる傾向にあり、近所付き合いの希薄化への改善策を検討していく必要があります。

(4) 複合化した地域生活課題を抱えている人の増加とそれに対応するための多様な社会資源との連携の深化

【現状】

老老介護・認認介護やひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複合的な地域生活課題を抱えている人を見聞きした市民は少なくなく、身近な問題になりつつあります。

【課題】

地域だけではすべての支援ニーズに応えていくことができないことから、専門機関につなぐことや多様な社会資源との連携を深めていく必要があります。

(5) 「支援してほしいこと」と「自分ができること」における隔たり解消のための支援

【現状】

困りごとを抱えたときに自分が支援してほしいことと、近所に頼みごとやお手伝いをしたこと(自分ができること)との間にはギャップがみられます。

【課題】

『自分が困ったときに支援してほしい割合』が、『ご近所に頼まれて自分ができることの割合』よりも高いケース(災害時等の緊急時の支援、関係機関の紹介など)について、何かしらの支援策を検討する必要があります。

(6) 地域福祉活動に関わる人材の確保(潜在層の掘り起こし)

【現状】

地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人が相当数存在しています。

【課題】

こうした地域福祉活動等への潜在的な参加者希望者を発掘し、活動への参加に結びつけるため、今後とも町内福祉委員会やボランティア等の必要性等にかかわる啓発を継続していく必要があります。

(7) 関係機関と連携して地域生活課題の解決につなげる仕組みの整備・充実

【現状】

介護保険サービス事業所の利用者は、健康、介護、買い物や通院、生活費、家族のこと、障害福祉サービス等事業所の利用者は、加えて子育て・教育、仕事のことなど、様々な不安を抱えています。

また、多くの福祉サービス事業所では、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、“担当分野以外の困りごと”(複合的な地域生活課題)を抱えている人を見聞きしている実態があります。

【課題】

“担当分野以外の困りごと”を把握したとき、多くの事業所では「他の機関につなぐ」といった対応を行っているという回答しているものの、引き続き、連携協働をさらに強化していく必要があります。

また、多様化・複合化する“地域生活課題”を把握した際に、関係機関と連携して解決につなげる仕組みを整備・充実していく必要があります。



3 地域福祉関係団体ワークショップの開催と主な意見

今回は、福祉サービス事業所に対するアンケート調査に加えて、子ども・若者を対象とした活動を中心に市内で活動されている地域福祉関係団体の方にお集まりいただき、地域福祉計画策定に関連したテーマについて意見交換していただきました。以下はその結果概要と主な意見です。

(1) 地域福祉関係団体ワークショップ開催概要

① 調査の目的

地域福祉関係団体の皆さんから地域福祉計画策定にあたってのご意見等を把握し、計画策定にあたっての基礎資料とするため、特に各団体で“見聞きした・相談を受けた”という複雑化・複合的な生活課題を抱えている人・家族を視野に入れつつ、地域福祉の課題やこれからのあり方などについて意見交換を行いました。

② 開催概要

参加団体	子ども・若者を対象とした活動を中心に市内で活動する団体 10 団体
討議方法	下記の2テーマについて、それぞれのグループで討議 テーマ1： 目指すべき地域共生社会とは？団体でできることは？ テーマ2： 私の団体の利用者(対象者)が抱えている問題点・困っていること(※特に複雑化・複合的な生活課題)
開催日	2023(令和5)年7月12日(水)

(2) 地域福祉関係団体ワークショップでの主な意見

【テーマ1】 目指すべき地域共生社会とは？団体でできることは？

- コロナ禍の影響は大きく、ソーシャルディスタンスによって人間関係が希薄になった。そこを見直し、いかにご近所づきあいを上手にしていけるかが大事である。おせっかいに感じることもあるが、他の人々を見守る姿勢は非常に良い要素である。
- 従来からある障害のある人や子どもの支援活動は、現代の社会には適応しきれていない場合がある。今風に仕組みを見直していくことが必要である。
- 地域共生社会の概念を考えると、高齢者、障害のある人、子どもも含め、その対象は多岐にわたる。LGBTQ、外国人市民、無戸籍の子などいろいろな属性がある。そうした多様性を受容していくことが、地域共生社会ではとても重要なこと。
- 共に生きるとは、協力し合って生きること。
- 見えていない課題こそ対応するのが福祉の使命。今できていない・対応できていないことには、ある意味でのおせっかいが必要。何らかの手助けを必要とする方には何かしらのアクションが必要である。
- あわせて、地域で包摂する空気感、雰囲気づくりも重要である。やさしい雰囲気を作成する必要がある。
- 地域共生社会への取組は行政と民間の連携が必要である。個別の問題解決には時間がかかることを覚悟する。
- 行政と民間の連携により、企業や団体もそれぞれが助け合う社会を築くことが望ま

しい。行政が関与すれば信用がつく。民間が関与することで継続性が確保できる。
○共生社会を実現するためには、関係者がみんなで(官民セットで)話し合う場が必要である。さまざまな対象者が存在するため、一人では問題解決は難しいので、関係者全員が協力して議論することがとても大事である。

【テーマ2】 私の団体の利用者(対象者)が抱えている問題点・困っていること？

- 団体の利用者(対象者)や家族が抱えている問題としては、不登校、病気、障害、若年性認知症、生活困窮など、実にさまざまな問題に直面している。
- 企業も課題としてとらえている。企業経営の側も、社員が健康で働ける環境づくりを求めている。地域福祉の中で企業との関係性を改めて考えてみる必要がある。
- 生活困窮も重要なテーマであり、そのためには安定した雇用と経済的な不安の解消が求められる。
- 本人と支援者の不一致の問題が存在する。多くの人に支援できていない。誰が支援するかは“本人”が決める。また、特定の人に依存が集中するという問題もある。
- 個別の支援に関しては、専門家や支援者の話すリズム、気が合う、合わないなど、信頼関係の構築が重要である。
- 支援物資やサービスの提供においても、本人のニーズに合わない場合には喜んで受け入れることが難しいため、本人と支援者のニーズの一致を図る必要がある。
- 対話や家族間の話し合いが重要、また、企業や行政、地域全体でメンタル面の学びやサポートが行われることが望ましい。
- 問題を抱えている当事者を中心に据えて、支援者や行政、社協の人の参加を含めた協力体制を築くことが重要である。民間の支援だけでは一点集中になり、行き詰ってしまう可能性がある。だからこそ、行政との協力が必要である。
- 伴走支援まで進んでしまうと、一人の方に対する時間やリソースが限られてしまう。
- 支援者の不一致が生じた場合には、別の人を派遣する必要があるため、情報共有と全体の把握が重要となる。できる人に集中するのではなく、情報を共有できることが望ましい。
- 個人情報の適切な取り扱いとプライバシー保護は重要な課題となる。



地域福祉関係団体ワークショップ 意見交換の様子



2-5 本市の地域福祉の主要課題

本市における地域福祉の主要課題を、次のとおり整理しました。

(1) 複雑かつ複合的な地域生活課題の解決に向けた「重層的支援体制整備事業」の構築

高齢者とひきこもりの 8050 問題、子育てと介護のダブルケア、さらには子どもの貧困やヤングケアラー問題など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が顕在化しています。

このような多様な支援ニーズに対応するには、個人や世帯が抱える様々な地域生活課題に包括的に対応していくことが必要となっており、行政をはじめとした多様な専門機関が「縦割り」から「分野横断」的に、連携し協働していくことが求められています。また、個人支援から家族支援にも目を向けた小地域福祉活動や地域に出向いて伴走支援していくアウトリーチ型の相談支援も必要です。

そして、多様な個人や世帯(家庭)が抱える様々な地域生活課題に対して、属性や世代を問わず、断ることなく包括的に支援していく「重層的支援体制整備事業」の構築が必要です。

(2) 共助による小地域福祉活動のさらなる進化

「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性が顕在化しています。また、軽度の認知症状など公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も存在しています。こうした課題の多くは、家族や地域などのつながりが希薄化する中で表面化してきたものであり、その解決には、地域における人と人とのつながりの再構築と住民がつながり支え合う取組を育んでいく必要があります。

このためには、自分の暮らす地域をより良くしたいという気持ちを一人ひとりの住民がもち、地域福祉活動に一層力を入れて取り組んでいく必要があります。この「我が事」の姿勢は、地域生活課題を抱えている人や世帯を誰一人としてとり残すことなく発見し、専門機関等による相談支援につなげていくための第一歩として大切な姿勢です。また、見守りや声掛けなどの支え合い・助け合いの小地域福祉活動は、(1)で課題としてあげた重層的支援体制整備事業を実質的に機能させていく上でも必要不可欠です。

(3) 地域共生社会の実現

上記の(1)(2)で示した重層的支援体制整備事業の構築と小地域福祉活動を両輪として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。

一方、安全・安心な地域社会づくりにおいて、我が国では刑法犯認知件数や初犯者は大幅に減少しているにもかかわらず、再犯者は微減にとどまっており、いかに再犯者を減らすかが大きな課題となっています。社会的孤立や困窮などが再犯の原因となっていることから、犯罪や非行をした人の「立ち直り」を社会全体で支える“誰一人取り残さない地域社会づくり”が求められています。

(4) 移動手段の確保や見守り活動など、ひとり暮らし高齢者等への対応

本市においても着実に高齢化や世帯の少人数化が進んでおり、今後はひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯が増加することが予想されます。これに伴い、「老老介護」「認認介護」「孤立死」などの社会問題が顕在化することが懸念されます。また、通院や買い物等の移動手段がなく、日常生活に支障があると感じている人・世帯が増加しつつあります。さらに、認知症などの要支援・要介護状態の高齢者も増加することが予想されます。

こうした状況の中、これまで本市では、孤立死を出さないまちづくりの実現に向け、市社協とともに地域での見守り活動といった小地域福祉活動を推進してきました。これまでの取組をより充実させつつ発展的に展開していくためには、町内福祉委員会だけではなく、福祉事業者や福祉関連のNPOはもとより、それ以外の事業者にも協力を求め、多様な社会資源の連携・協働による地域福祉活動の推進が必要です。

また、日頃の見守り活動や通院・買い物等の支援等を行う住民と、福祉や医療などの専門機関が連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを地域ぐるみで支えていく取組が求められています。さらに、あんくるバスの利便性の向上など、公的な外出・移動支援の充実が求められます。

(5) 地域コミュニティの変容による子育てや高齢者の孤立化などの諸問題への対応

本市においてもライフスタイルの変化が進み、「向こう三軒両隣」といった近所付き合いや世代間の交流が減るなど、地域コミュニティの結びつきが希薄になりつつあります。このため、これまで地域コミュニティが担っていた支え合いの力が弱くなり、子育てに悩んでいる保護者や介護を必要とする高齢者とその家族など、悩みや困りごとを抱えた人が地域の中で孤立しがちな状況にあります。

虐待や孤立死、介護疲れによる自殺など深刻な問題に発展しないように、従来からの地縁に加え、同じ悩みを持つ人がお互いに支え合う居場所づくりなどの日常的な支援が求められています。

(6) 障害のある人が地域で生活しやすい社会基盤づくりへの対応

障害の有無にかかわらず、地域で自分らしく生活できることを目指すのが理想です。しかし、現実には様々な課題があり、必ずしも障害のある人が暮らしやすい地域とはいえない場面もあります。特に、発達障害やその疑いのある子どもや精神的な疾患を抱えている人が増加傾向にある中、家族や周囲からの理解が得られずに悩んだり、苦しんだりしている人も少なくないと思われます。

このため、「誰一人取り残さない地域社会づくり」に対する住民の一層の理解を促すための啓発や生活を支援するための社会資源の充実を図っていく必要があります。

(7) 社会問題となっている 8050 問題や子どもの貧困問題等への対応

失われた 10 年、就職氷河期などを背景に増えた未就労者や非正規雇用者、ニートやひきこもりが 40 歳後半から 50 歳の年齢を迎え、年老いた親との同居で地域社会と隔絶する形で介護問題も抱えつつ貧困生活を送る「8050 問題」などが社会問題となっています。



また、経済格差等を背景に、子どもの貧困やヤングケアラー問題についても社会問題として認識されるところとなっています。

こうした問題は、本市内でも見受けられるようになっており、近い将来、大きな地域福祉課題となることが懸念されることから、その対応が求められます。また、そのためには、「個人支援」の視点に「世帯(家族)支援」の視点を加えた小地域福祉活動、属性や世代を問わない相談支援の展開が必要です。

(8) 複合的な支え合いの仕組みづくりと“助けられ上手”の生活文化の醸成

住民の福祉ニーズが多様化する一方で、自らが地域福祉の担い手となることができることから支援したいという思いを持った人も潜在的に相当数存在していることはアンケート調査の結果からも明らかです。

そこで、様々なニーズにきめ細かく対応するとともに、自分が持っている技術や思いを活かして地域福祉の担い手として参画できる機会を増やすために、見守り活動やサロン活動をはじめとする多種多様な支え合いによる複合的な仕組みづくりが求められています。

また、福祉は担い手と受け手の共同作業です。このため、身近な要支援者をできる範囲で日常的に見守り、助けていこうという支援者側の積極的な意識・姿勢と同時に、当事者が支援者に上手に働きかけられるようにする(当事者が“助けられ上手”になる)意識・姿勢が大切です。この双方の意識・姿勢を地域社会の生活文化として根付かせつつ、小地域福祉活動を定着化させていくことが必要です。

(9) わかりやすい福祉情報の提供と相談支援の体制づくり

アンケート調査結果からも分かるように、情報をどれだけ発信しても本人が必要と判断しない限り、情報は届いていないのが実情です。福祉で困ったときにどうするかという点をわかりやすく伝えるため、身近な地域での相談窓口の周知・徹底と、相談支援の体制づくりの充実が必要です。

また、行政だけでなく、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの関係機関・団体の取組について、それらが専門的な内容であってもわかりやすく伝える情報発信の工夫も必要です。

(10) 地域による安全・安心なまちづくりの推進

災害時に一人で避難行動を起こすことや避難生活を送ることが難しく、支援を必要とする避難行動要支援者は、避難状況や時期によって求められる支援が異なるため、きめ細かな対応が必要です。自助としての避難行動要支援者本人と家族による備えは重要ですが、地域の連携による日頃からの安否確認や地域での見守り活動など共助の強化が求められています。

また、高齢者や障害のある人を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルは依然として発生しています。併せて、高齢者や障害のある人など消費者被害のリスクの高い人も増えています。このため、消費者被害の防止や消費生活相談の充実、認知症や障害などの理由でにより判断に支援が必要な人の権利を守るための成年後見制度の利用促進など、安全・安心なまちづくりの推進が望まれます。

(11) コロナ禍で停滞した地域福祉活動の再始動

コロナ禍にあっても地域住民や事業者等と、たゆまぬ努力を積み重ねて、地域福祉を進めてきましたが、その一方で、地域の行事や福祉活動は少なからず停滞傾向であったのも事実です。

そこで、コロナ禍で行動制限を余儀なくされた地域福祉活動の再始動とさらなる充実・発展が求められます。また、住民支え合いマップ作成や自主防災組織活性化事業など、かつてモデル的に実施してきた事業について、それらの意義を評価し、再展開や水平展開していく必要があります。



第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

本市では、平成16年度に策定した第1次計画以来、基本理念に「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を掲げてきました。

この基本理念は、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、本計画においても引き続き継承します。



大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪



基本理念に込めたおmoi

この基本理念には、住民一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進するおmoiが込められています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすには、まず自分でできること(自助)を考え、行動することが重要です。

しかし、人はひとりで生きているのではなく、誰もが支え合いのなかで暮らしています。私たちの生活は、多くの人や事業者などが関わることで成り立っています。そのため、地域福祉の推進には市や市社協だけでなく、住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業など、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが必要です。

また、介護保険など福祉サービスが充実した現在においても、公助のみですべての課題を解決することは不可能です。住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などと市、市社協などがみんなで力を合わせ、公助だけでなく、さまざまな主体による福祉活動が連携することが必要です。

それに加えて、自らが本来持っている力を引き出していくという、エンパワーメントの視点を持ち、自助の力を引き出すことで、さらに大きな福祉の輪、地域の輪を創り出すことができます。

3-2 推進テーマ

1 「地域共生社会」の実現に向けた先駆的取組みを展開

本市では、前記の基本理念のもと、町内福祉委員会とそれを支援する地区社協を中心に地域福祉を推進してきました。

こうした本市の取組は、第1次から第4次計画を通じて、地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割、福祉活動圏域設定の考え方等を整理し、地域における横断的・重層的な関係者のネットワークと、そのネットワークのもとでの包括的な支援体制づくりの確立を目指してきました。

国では「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念を提唱し、その実現に向けた取組を加速化させるため、平成28年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。「地域共生社会」とは、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会』を指しています。本市においては、国が「地域共生社会」を提唱する以前から、その実現に向けた先駆的な地域福祉の取組を展開してきたと言えます。

2 これまでの計画の成果を基にさらなる充実・発展を目指す

第3次計画では、基本理念を具現化するため、「相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり」を5か年の推進テーマとして掲げ、施策・事業を展開してきました。

この推進テーマは次の4点に重点をおいたものでした。

- (1) 住民が主体的に地域で支え合う「共助」の再構築
- (2) 小地域福祉活動の推進と担い手の発掘、育成
- (3) 民間組織との連携・協働による課題解決型の地域福祉活動の推進
- (4) 当事者から支援者への働きかけがしやすい環境づくりの推進

この推進テーマに基づき、市内すべての町内会で発足した町内福祉委員会が中核となつて「お互いさまの地域づくり」を推進してきました。各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動を展開しており、見守り活動をはじめとする様々な取組が実施されるようになりました。

また、地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会や生活支援ネットワーク会議などの活動を通じて、地域住民とテーマ型活動組織であるボランティア・NPOや、地域の店舗、医療・介護・福祉の専門機関等とのつながりが生まれるなど、多様な主体の連携による地域福祉活動が展開される地域も徐々に増えてきました。

そして、第4次計画では、第3次計画の成果を踏まえつつ、地域福祉活動のさらなる充実・発展を目指して、「“つながる”“つなげる”お互いさまで支え合う地域づくり」を新たな推



進テーマとして掲げ、コロナ禍にあっても、地域住民や事業者などがともに着実に地域福祉の充実に努めてきました。

3 地域共生社会の実現を確かなものにしていくため推進テーマを継承

団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題や団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年問題(単身世帯が4割に達し、就職氷河期世代の高齢化に直面)を見据えた「地域共生社会」の実現に向け、この5か年でさらに歩みを進めるため、第4次計画で掲げた以下の推進テーマを継承し、新たに重層的支援体制整備事業を実施することで、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の整備、コロナ禍で停滞した地域福祉活動の再始動など、さらなる充実・発展を目指します。

—“つながる”—“つなげる”— お互いさまで支え合う地域づくり

「“つながる”“つなげる”」の言葉には、次の意味が込められています。

- ◆支援を必要とする人が地域とつながる。
- ◆地域と事業者・専門機関がつながる。
- ◆複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人やその世帯を事業者・専門機関へつなげる。
- ◆丸ごとつながる(=横断的にサービスをつなげる)。
- ◆多様な専門職・専門機関が連携してつながる。

「お互いさまで支え合う地域づくり」の言葉には、次の意味が込められています。

- ◆第3次計画で掲げた推進テーマ「お互いさまの地域づくり」を継承し発展させる。
- ◆地域の課題解決に向けて、“我が事”として主体的に関わり、“支え合い”の地域づくりを推進する。

(1) 住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり

町内福祉委員会による地域に根付いた活動を基本に、住民が世代や立場を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う地域コミュニティの育成を今後も進めていく必要があります。

そのためには、すでに第3次、第4次計画でも目標としてきたように、住民だけに限らず、ボランティアや福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などの多様な主体を支援の担い手として捉える視点と、高齢者や障害のある人等の当事者についても従来のように支援の受け手として一方的に捉えるのではなく、支え手として捉える視点も必要です。

こうした視点に加え、住民が主体的に地域課題を把握し、課題解決に向けて協働する意識の醸成、また地域福祉活動への参加のきっかけづくりなどを展開しながら、住民が“我が事”として主体的に行動する支え合いの地域づくりを継承し発展させていく必要があります。

(2) 専門機関と地域の連携・協働の強化（多機関協働の体制づくりと誰一人取り残さない“断らない相談”体制づくり）

(1)の地域づくりを進めていくため、ケースによって専門機関等につなぐことが必要となります。

本市では、生活支援ネットワーク会議などの活動を通じて、専門機関と地域との連携や出会いの場づくりに努めてきました。このような取組の継続・充実や新たな出会いの場づくりを通じて、専門機関と地域との連携・協働の強化を図っていくことが求められます。

こうした専門機関をはじめとする多様な機関との連携・協働の関係性を築きながら、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止める、誰一人取り残さない“断らない相談”体制を整備していくことが必要です。

(3) 制度の狭間にある人たちへの支援（包括的な相談支援システムの構築と地域との連携）

「老老介護」や「認認介護」、生涯未婚者の増加等に伴う「身寄りのない中高年者」、「ニートやひきこもり」、「8050 問題や老後破産」などの課題を抱える世帯、さらには、「はっきりした診断名がつかないいわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる人」や「子どもの貧困」、「ヤングケアラー」など、公的支援制度の受給要件を満たさない制度の狭間にある人・世帯、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が顕在化してきていると同時に、既に社会的な課題として認識されつつあります。

声掛けなどの見守り活動等により、このような課題を抱える人たちを早期に発見し、また、こうした地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止める体制や専門機関に的確につなげていく仕組みを構築し、寄り添いながら支援(=伴走支援)していく必要があります。

4 推進テーマを実現するための行動指針

前ページで示した(1)～(3)の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を実施し、今後5か年で重視していくべき行動指針は、以下の事項です。

市・市社協の行動指針

行動指針 1	誰一人取り残さない“断らない相談”支援体制を実施します。
行動指針 2	「個人支援」の視点に「世帯(家族)支援」の視点を加えて、属性や世代を問わない相談支援を実施します。
行動指針 3	多機関協働事業において、地域包括支援センターをはじめとした必要支援機関との連携により、官民が一体となった支援体制を構築します。
行動指針 4	地域に出て、受け止め、一緒に考え、寄り添っていく支援活動(アウトリーチと伴走支援)を実施します。
行動指針 5	コミュニティワーク※1とソーシャルワーク※2の両輪でコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が地域福祉活動の拡充に取り組みます。

※1 コミュニティワーク:地域住民がその地域生活上に生ずるさまざまな問題に主体的・組織的に取り組むとともに、問題解決に必要な資源の調達やそのネットワークを図ることを援助する社会福祉の方法。

※2 ソーシャルワーク:人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメント(本来持っている力を発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるようにすること)と解放を促していくもの。



3-3 施策の体系

施策の体系と主な内容は次のとおりです。





3-4 重点項目

3-1で掲げた基本理念を具現化するため、3-2で示した推進テーマの意図を踏まえ、次の4項目を重点項目として総合的かつ効果的に施策・事業を推進します。

推進テーマ

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり



重点項目1

包括的な支援体制の構築と社会資源の創出・ネットワーク化

重点項目2

地域における見守り活動の充実

重点項目3

町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

重点項目4

移動制約者への支援

重点項目1

包括的な支援体制の構築と 社会資源の創出・ネットワーク化

地域福祉は、住民が自らの生活基盤である地域社会での多様な生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを自らの問題として認識し、インフォーマルサービスの担い手としても活動するなど、地域全体で取り組む必要があります。このため、地域福祉活動を推進するには、担い手を発掘、養成することが求められます。

また、地域の見守り活動から発見される専門的で多様な課題に対応するには、住民を地域福祉の担い手と位置づけるとともに、福祉事業者やNPO、民間企業、当事者団体なども地域福祉活動の担い手として捉え、町内福祉委員会との連携や協働を進めることによって、多様な団体が担い手として関わる地域福祉活動に発展させることも重要です。

一方、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難や生きづらさを抱えているものの、既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050 問題」や「ダブルケア」など個人・世帯が複数の地域生活課題を抱え、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなど、複雑かつ複合化した地域生活課題が顕在化してきています。

このような状況のなか、“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくりを推進していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて横断的につながる必要があります。

そのために、まずは、様々な生活課題を複合的に抱えている個人や世帯に対して、分野横断的かつ包括的な支援体制を整備し、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの双

方を組み合わせながら一体的に支援していく必要があります。

そこで、次に示す(1)から(3)までの事項の推進を通じて、包括的な支援体制づくり、担い手の育成と活動支援、多様な団体等の連携・協働の促進を図ります。

(1) 包括的な支援体制を構築します

複雑かつ複合化した地域生活課題に対処していけるように、属性や世代を問わず相談に応じ、専門分野以外の相談内容であっても断らず、適切に対応できる支援機関につながる事が可能な分野横断的かつ包括的な支援体制を構築していきます。

(2) 講演会や講座等を通じた人材育成とボランティア等の活動を支援します

地域福祉活動勉強会や講座等の開催を通じて、日頃の地域での見守り活動等の担い手となる人材の発掘及び育成を図ります。また、各種ボランティア講座を充実させることによって、地域福祉活動を担うボランティアの養成を図るとともに、助成事業を通じて、ボランティア活動を資金面で支援します。

(3) 多様な団体等の連携・協働を促進します

交流会の開催等を通じて、福祉関係団体やNPO、民間企業、当事者団体や町内福祉委員会が相互に連携し、協働による地域福祉活動を促進します。

生活課題を抱えている個人・世帯を、住民や地域包括支援センター等の福祉関連の専門機関、事業者、市社協などが連携・協働して「丸ごと」支援していくための社会資源のネットワーク化を図ります。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②(65頁)
2 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化	1-2-(1)-③(65頁)
3 福祉事業者と関係団体等との交流促進	1-2-(2)-①(65頁)
4 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-①(80頁)
5 重層的支援体制整備事業の実施【新規】	3-2-(1)-①(87頁)
6 市社協の相談等支援体制の整備・充実	3-2-(1)-②(87頁)
7 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-①(87頁)
8 地域包括ケア体制の推進	3-2-(2)-③(87頁)
9 分野横断的な福祉サービスの展開	3-3-(1)-⑥(91頁)
10 共生型サービスの普及・促進	3-3-(2)-③(91頁)
11 高齢者に対する総合的な支援体制の確立	3-5-(1)-①(98頁)

※以降、第5次計画からの新たな取組と、前計画で記載のなかった取組を【新規】としています。



重点項目 2

地域における見守り活動の充実

本市では、都市化の進行に伴って地域での近所付き合いの希薄化が進み、あいさつ程度の軽い近所関係を望む人が増えていく傾向がみられます。その一方で、高齢化の進展により支援を必要とする高齢者が増加するとともに、障害のある人を介助する家族の高齢化、子育て不安や孤立、高齢者等の孤立死といった問題も懸念されています。

本市では、地域における見守り活動を推進するため、平成25年度から地域見守り活動推進事業を本格的に展開し、平成29年度にはすべての町内福祉委員会で事業の指定をすることができました。

地域の見守り活動の充実には、町内会の区域(第1次福祉圏域)よりも身近な圏域である隣近所(単位福祉圏域)における日頃の見守りと支え合いを促進する必要があります。

加えて、こうした住民による見守り活動と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携をより強化することによって、公的な支援が必要な人たちを専門的な機関につなげる必要があります。

また、本市では、南海トラフ地震や風水害などに伴う大規模災害が懸念されており、避難行動要支援者支援制度の効果的な運用が重要となります。そのため、地域支援者の確認や選任など避難行動要支援者登録台帳の更新、地域の自主防災訓練時に安否確認訓練や避難訓練などの実施を働きかけることが必要です。

さらに、災害時に避難行動要支援者支援制度を機能させるには、こうした平常時における備えや日頃の見守り活動等の取組を充実させることが必要です。

そこで、次に示す(1)から(4)までの事項の推進を通じて、多種多様な支え合いによる地域での見守り活動の充実を図ります。

(1) 身近な地域における見守りと支え合いを促進します

サロンなどの住民が集う機会を通じて見守りを行う居場所提供型と、民生委員や町内福祉委員会、隣近所の住民等による見守り・声かけや高齢者孤立防止事業(福祉電話や老人クラブによる友愛訪問等)などの訪問型の見守り活動を促進します。

また、町内福祉委員会が福祉事業者等に協力を求めるなど、多様な社会資源の連携により高齢者以外で支援が必要な人に対しても、地域の見守り活動を促進します。

このような身近な地域における日頃の見守りや支え合いの活動を通じて、支援が必要な人の困りごとや生活課題を日常的に把握することができる、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。

(2) 民生委員活動を支援するための体制づくりを進めます

見守り活動の一翼を担っている民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘りおこしを目的に、民生委員活動を支援するための体制づくりを進めます。

(3) 課題解決に向けて地域と専門機関との連携を強化します

見守り活動を行う町内福祉委員会と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

また、身近な地域における見守り活動を通じて様々な困りごとを抱えた人を把握するとともに、こうした人に対する個別課題の解決に向け、福祉の専門機関等と町内福祉委員会が連携して対応するためのケース検討会議を実施する体制を強化します。

(4) 避難行動要支援者の支援体制を充実・強化します

災害が発生したときに避難行動要支援者支援制度が機能し、制度の目的が達成できるよう要支援者一人ひとりに対して個別避難計画の作成を進めます。また、作成した個別避難計画を基に、要支援者等が参加する安否確認や避難訓練を行う防災訓練等の実施を支援します。

あわせて、避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくりに活用します。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-①(62頁)
2 福祉マップ作成・更新の支援	1-1-(3)-②(62頁)
3 民生委員による安否確認・見守りの推進	1-1-(3)-③(62頁)
4 地域でのサロン等の開催支援	1-1-(3)-⑤(62頁)
5 地域における住民組織間の連携体制づくり	1-2-(1)-①(65頁)
6 多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②(65頁)
7 自主防災訓練の実施支援（自主防災組織支援事業）	1-3-(1)-①(68頁)
8 避難行動要支援者支援制度の啓発	1-3-(4)-①(69頁)
9 避難行動要支援者支援制度の効果的運用	1-3-(4)-②(69頁)
10 地域包括ケア体制の推進	3-2-(2)-③(87頁)
11 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	3-4-(3)-②(95頁)
12 高齢者孤立防止事業の推進	3-4-(4)-①(96頁)
13 自殺対策に向けた取組の強化	3-4-(7)-①(96頁)



重点項目 3

町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに8つの地区社協を発足させるとともに、コミュニティワーカーを配置して、町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、すべての町内で小地域福祉活動の組織基盤が築かれました。

しかし、町内会規模や年齢構成が異なるほか、都市化の著しい地域によっては地域コミュニティの変容によって住民同士の関係が希薄化しているなどの地域特性もみられ、町内福祉委員会ごとに活動の状況は様々です。地域の情報を整理する福祉マップを作成していない地域もあるなど、日頃の見守り活動を行う体制が十分ではない町内福祉委員会もあります。

困りごとや生活課題を抱えている人を早期に発見し、支援を迅速かつきめ細かに実施するには、身近な隣近所(単位福祉圏域)における日常的な支え合いを町内福祉委員会として組織的に推進することが必要です。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を通じて、町内福祉委員会及び地区社協の活動を支援します。

(1) 町内福祉委員会の活動を支援します

隣近所における日常的な支え合いを推進するため、町内会を区域とする町内福祉委員会の重要性を啓発するとともに活動を支援します。

そのため、各地区社協の地域福祉活動勉強会や地域福祉活動助成事業などにより町内福祉委員会に対する支援を継続します。また、隣近所における日頃の見守り活動を展開するため、地域の情報を整理する福祉マップの作成を支援します。

(2) 地区社協の活動を支援します

町内福祉委員会による小地域福祉活動の充実のため、町内福祉委員会を支援する役割を担う地区社協が充実するように市社協のコミュニティワーカーを通じて支援します。

主な事業

事業名	事業コード (掲載ページ)
1 町内福祉委員会全体研修会の開催	1-1-(1)-② (61頁)
2 地区社協地域福祉活動勉強会の開催	1-1-(1)-③ (61頁)
3 町内福祉委員会の組織体制の充実支援	1-1-(2)-① (61頁)
4 町内福祉活動計画の実行と進行管理の支援	1-1-(2)-② (61頁)
5 地区社協活動の充実	1-1-(4)-① (62頁)
6 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	1-2-(2)-② (65頁)
7 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-① (80頁)
8 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-① (87頁)

重点項目 4

移動制約者への支援

新規の重点項目

要支援・要介護高齢者や障害のある人、妊婦などの身体的要因などにより、一人だけでは自力で外出することや公共交通機関などを利用することが困難で、通院や買物、ごみ出しなどの日常生活の移動に支障を抱える「移動制約者」と呼ばれる人が増えていきます。

本市においても例外ではなく、高齢化の進行に伴う要支援・要介護高齢者の増加などを背景に、移動制約者の問題が顕在化しつつあります。

こうした状況にある中、市では、75歳以上の高齢者があんくるバスを無料で乗車できる「あんくるバス無料乗車証」やあんくるバスの停留所から遠い地域を対象にした「あんくるタクシーの運行」など、あんくるバスの利便性の向上に努めてきました。また、高齢者タクシー料金助成や障害のある人を対象とした移動支援（移動支援事業や行動援護など）などのサービスを実施しています。

しかしながら、大人に比べて移動に制約のある子どもを対象とした支援制度がないなど、高齢者・障害のある人以外の移動制約者の問題解決には至っていないのが現状です。また一部には、民間事業者による移動スーパーや福祉団体による高齢者の移送支援、社会福祉法人が所有する車両による移送支援、NPO法人によるお出かけ見守り事業などもみられますが、移動制約者の増加に対応しきれていません。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていけるようにするためには、自家用車がなくても通院や買い物等のための移動ができるようにしていく必要があります。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を行い、地域住民や民間事業者等と市・社協との協働によって、移動制約者が抱えている課題解決を進めていきます。

(1) あんくるバスなどを活用した移動支援の拡充に努めます

高齢者等の外出支援と社会参加の促進を図るため、あんくるバスの高齢者・障害のある人への無料制度を継続するとともに、他市の実例等を調査研究し、新たな制度の創設や既存制度のサービス向上に努めます。

(2) 多様な主体による移動支援サービスの仕組みづくりを支援します

買い物代行や通院の付き添い、ごみ出しなどの小さな困りごとに対して、住民の協働や民間事業者等との連携などを活用し、有償ボランティアなどの多様な主体による移動支援サービスが実施されるよう、活動の立ち上げや継続的な運営の仕組みづくりについての支援を検討します。

また、その移動支援サービスを実現するために必要となる支援制度について検討を進めるとともに、既存サービスの利用促進に努めます。



主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 車いす貸出し事業	3-6-(4)-①(101頁)
2 車いす移送車貸出し事業	3-6-(4)-②(101頁)
3 高齢者外出支援サービス事業	3-6-(4)-③(101頁)
4 障害者福祉タクシー料金助成事業	3-6-(4)-④(101頁)
5 あんくるバス・あんくるタクシーを活用した移動支援の充実	3-6-(4)-⑤(101頁)
6 多様な主体による移動支援制度創設の検討【新規】	3-6-(4)-⑥(101頁)
7 移動制約者に対する既存サービスの利用促進【新規】	3-6-(4)-⑦(101頁)

3-5 基本目標

基本理念、推進テーマを実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策・事業を推進します。

なお、3つの基本目標は、第3次、第4次計画の基本目標を継承しています。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

誰もが住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、本人や家族の自助に加え、住民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要です。

このため、町内会や隣近所における小地域福祉活動などの共助の重要性についての啓発を図り、福祉活動に参加する人の輪を広げることで、地域での見守り活動などの住民主体の小地域福祉活動の充実・発展を支援します。

また、住民と市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などと市の連携・協働を推進します。さらに、避難行動要支援者支援制度の周知や自主防災組織の支援を通じた地域での防災活動の活性化、自主防犯活動、交通安全運動などを推進します。加えて、誰もが健康で生きがいのある暮らしを続けられるよう、学習活動や就労機会などの社会参加の機会を充実させます。

これらを行うことにより、地域丸ごと支え合いの仕組みの構築を目指します。

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －

地域福祉活動を推進するには、地域福祉に対する理解の浸透と地域福祉活動を担う人材の育成が必要です。また、住民やボランティアなどの自発的な取組に加え、地域福祉活動に取り組む機会の提供や活動拠点の整備、活動資金の支援など、市や市社協、地区社協による支援も必要です。

このため、福祉教育やボランティア等の養成講座の開催を通じて、子どもから高齢者まですべての住民が関心を持ってボランティア活動や地域福祉活動に参加する地域社会を目指します。

また、多くの住民が地域福祉活動に取り組めるよう、その拠点となる施設の整備や活動の支援を進めます。さらに、高齢者や障害のある人などの当事者についても、福祉サービスの対象として捉えるだけでなく、地域福祉活動を担う主体として捉え、その支援を進めます。

これらを行うことにより、地域福祉の取組を支援する施策の充実を目指します。



基本目標3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

支援や介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けるには、自助や共助に加えて、必要なときに、公助による専門的なサービスが円滑かつ適切に受けられることが必要です。

このため、個々の生活や身体等の状況に応じたサービスが利用できるよう、わかりやすい情報の提供ときめ細かな相談体制の充実を図ります。とりわけ、複雑かつ複合化した地域生活課題に的確かつ迅速に対応するため、重層的支援体制整備事業に取り組み、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の整備を進めます。

また、社会保障制度の運用など、暮らしを支えるサービスや制度などの充実を図ります。加えて、公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を推進し、住みよい生活環境の整備をすることで移動制約者の社会参加を促すとともに、公共施設を利用しやすくするため、移動や外出支援の充実を図ります。

これらを行うことによって、暮らしを支える多様なサービスの充実を目指します。



第4章 地域福祉施策の推進

基本目標1

地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

基本施策 1-1

地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

現状と課題

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協を発足させ、コミュニティワーカーを配置し、町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、小地域福祉活動を推進してきました。その結果、すべての町内会において町内福祉委員会(連合も含むと76町内福祉委員会)が発足しています。

各町内福祉委員会では、策定した町内福祉活動計画に基づいて、サロンなどのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップの作成、地域での見守り活動などの様々な小地域福祉活動が、地域の実情にあわせて取り組まれています。

しかしながら、活動状況は地域特性により様々であり、それぞれに課題を抱えています。まずは、先進的な活動を学習しつつ、小地域福祉活動全体の底上げを図っていくことが必要です。

また、外国人市民やひとり暮らし高齢者の増加をはじめ、8050問題、生活困窮、ヤングケアラー問題など、対象となる人・世帯が抱える課題が複雑かつ複合化し、より専門的な対応が求められるようになってきています。このため、福祉事業者やNPO等の専門機関との連携・協働がより必要になってきています。

施策方針

- ① 住民が地域福祉活動に主体的に取り組めるよう、福祉や健康に関する情報提供や勉強会等を通じて啓発を図ります。
- ② 当事者が支援者に助けを求めやすい環境づくりをするとともに、積極的に手助けを行うことの重要性について、当事者や住民への周知を図ります。
- ③ 町内福祉活動計画に基づいて、地域の実情に応じた小地域福祉活動を町内福祉委員会が計画的に進められるよう支援します。



- ④ 町内福祉委員会等による多様な小地域福祉活動を推進するため、地区社協事業の充実を図ります。

施策体系

1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動への参加の啓発

(2) 町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進

(3) 多様な小地域福祉活動等の充実

(4) 地区社協と地域支援体制の充実

推進施策・事業

1-1-1 (1) 地域福祉活動への参加の啓発

① 市社協広報紙の発行

地域福祉の推進や啓発のため、引き続き、広報紙「あんじょう社協だより」を発行します。読者の関心が高いテーマで特集記事を作成します。

② 町内福祉委員会全体研修会等の開催

地域福祉活動の啓発と住民の主体的活動を展開するために必要な先進事例に関する研修会を開催します。

③ 地区社協地域福祉活動勉強会の開催

地区ごとの状況に応じ、地域福祉活動を展開するうえで有益な情報を提供します。

④ 町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進

市公式ウェブサイトや市広報紙、転入手続時におけるチラシの配布など、多様な手段によって町内会の必要性について啓発を進め、加入促進を図ります。

⑤ 外国人市民に対する地域情報等の提供

外国人市民が地域の一員として地域活動等に参加するよう促すため、生活情報や地域情報を提供していきます。また、多言語での情報提供や電子媒体の活用により、適時適切な情報の提供に努めます。

1-1-1 (2) 町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進

① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援

町内福祉委員会への助言を通じて地域の状況に応じた活動を支援するとともに、活動の担い手の発掘や育成について支援します。新しく町内会ができた場合には、町内福祉委員会の発足を働きかけます。

② 町内福祉活動計画の実行と進行管理の支援

町内福祉活動計画の実践のための支援と毎年度の進行管理の支援を行います。

1-1-(3) 多様な小地域福祉活動等の充実

① 地域見守り活動推進事業

活動の啓発に努めるとともに、活動を通じて把握した支援を必要とする人の配慮すべき情報やニーズについて専門機関と情報共有し、困りごとに対応できるよう活動の充実を図ります。

② 福祉マップ作成・更新の支援

町内福祉委員会の実情にあわせ、町内福祉委員会が行う福祉マップの作成と更新を支援します。

③ 民生委員による安否確認・見守りの推進

民生委員による避難行動要支援者等の見守りを推進します。また、民生委員活動と町内福祉委員会等の活動の連携を促進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。

④ 食育メイトによる栄養教室の開催

市民ボランティアである食育メイトを通じて、引き続き地域での「食」を中心とした健康づくり活動を推進します。

⑤ 地域でのサロン等の開催支援

地域で開催するサロン等を継続・拡大していくため、担い手の発掘と育成を支援します。また、参加者にとって楽しく、効果的な活動内容とするための情報を収集し提供していきます。

⑥ 町内での福祉に関する勉強会の開催支援

各町内の状況に応じて、住民の要望に合った学習テーマや講師を紹介するなど、まちかど講座などの勉強会の開催を引き続き支援します。

⑦ 老人クラブ等での健康づくりの推進

生涯にわたり健康で豊かに暮らすために老人クラブ等を通じて健康に関する正しい知識を普及し、健康づくりや介護予防の推進を図ります。

⑧ 介護予防教室の支援

高齢者等が身近な集まりの場所で、介護予防の実践方法を学べるように、開催箇所や回数の増加を目指します。

1-1-(4) 地区社協と地域支援体制の充実

① 地区社協活動の充実

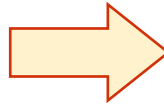
小地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会の機能強化に向けて、地域特性や活動状況などの実情を踏まえた活動の支援を行います。また、地域福祉活動の拠点である福祉センターとの連携や多様な団体や機関が構成員として地域福祉活動に関わってもらえるように支援します。



主な活動指標

①地域見守り活動推進事業を実施した町内福祉委員会数

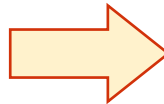
現状値(2022年度)
全町内福祉委員会



目標値(2028年度)
全町内福祉委員会

②地区社協地域福祉活動勉強会の開催

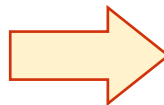
現状値(2022年度)
6地区



目標値(2028年度)
全地区(8地区)

③民生委員による訪問件数(安否確認・見守り)

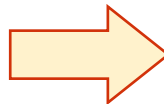
現状値(2022年度)
20,965件



目標値(2028年度)
26,000件

④月1回以上開催されているサロン実施箇所数

現状値(2022年度)
207箇所



目標値(2028年度)
205箇所

基本施策
1-2

地域における連携と協働の推進

現状と課題

高齢化や核家族化、家族形態の多様化、地域コミュニティの変容が進むなか、地域では多様な地域生活課題が生じています。

地域で課題を解決するには、町内福祉委員会と民生委員や町内会、老人クラブ、ボランティア等の連携をより強固なものにすることが必要です。

また、地域では対応できない課題に対しては、市や市社協、地区社協、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、福祉事業者、NPO、民間企業などの関係機関との連携を図り、対応する必要があります。

これからは、福祉事業者、NPO、当事者団体、町内福祉委員会などの多様な組織が連携・協働することにより、地域福祉活動を推進していくことが求められています。

本市では、平成 27 年度から生活支援体制整備事業を市社協に委託し、各地区社協に生活支援コーディネーターを配置しています。生活支援ネットワーク会議の開催等を通じて、新たな社会資源の創出や多様な社会資源のネットワーク化と地域福祉コミュニティの形成を進めています。

施策方針

- ① 地域での見守り活動などの地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会を中心としながら町内で活動する様々な住民組織やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが連携・協働できるよう支援します。
- ② 孤立死を出さないまちづくりを目指して、福祉事業者だけでなく、新聞販売店や配食サービス事業者などの事業者にもできる範囲で協力を求めるなど、多様な社会資源の連携による安否確認体制を充実します。
- ③ 地域では解決困難なひきこもりや虐待等の困りごとを抱えている人に対応するため、専門の支援機関へ確実につなげる体制を構築します。

施策体系

1-2 地域における連携と協働の推進

(1)地域における支援体制の構築と円滑な推進

(2)住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進



推進施策・事業

1-2-(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進

- ① 地域における住民組織間の連携体制づくり
地域見守り活動や住民により発見された支援を必要とする人については、町内関係者での情報共有を図り、相談・支援などの連携体制づくりを進めます。
- ② 多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化
高齢者に限らず、障害のある人や子どもに係る事例についても、町内福祉委員会と地域包括支援センター、障害相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、CSW、福祉事業者等が連携したケース検討会議の開催等に取り組みます。
- ③ 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化
多様な社会資源の創出とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成を図るため、生活支援ネットワーク会議の充実を図ります。

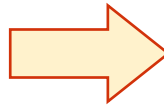
1-2-(2) 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

- ① 福祉事業者と関係団体等との交流促進
多様な地域福祉活動を推進するため生活支援ネットワーク会議の協議体を活かし、町内福祉委員会や各分野の関係機関など多様な組織をつなぎ、お互いに有益な関係を構築できる場を設けます。
- ② 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング
町内福祉委員会や地域住民のニーズを、ボランティア、福祉事業者、NPO、民間企業などの関係団体に結び付け、解決するためのコーディネート業務を継続して行います。
- ③ 市民活動センター・市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実
市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報を広く発信するとともに、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングのための相談に応じていきます。
また、市社協ボランティアセンターにおける情報提供、相談・コーディネート業務を充実させます。
- ④ 団体同士がつながる交流会（市民活動交流会）の開催
市民活動団体や町内会、民間企業などがそれぞれの活動を理解し合うことで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。

主な活動指標

①多様な組織による連携会議の開催回数

現状値(2022年度)
8回



目標値(2028年度)
10回



基本施策 1-3

地域ぐるみの防災・防犯・交通安全・消費者トラブル対策 の推進

現状と課題

南海トラフ地震や風水害などの大規模災害に対して、市だけでは、住民の避難や救出ができないことから、地域における自主防災の取組が必要です。

このため、本市では、すべての町内に自主防災組織を設立し、自主防災訓練の指導や支援、救出のための資機材整備費の補助のほか、地域防災マップの作成のための補助制度を設けるなど、防災活動を支援し、地域防災力の向上に努めています。

また、平成 25 年度には、産学官民が参加する減災まちづくり研究会を設立し、災害時における連携手法等について研究を行うほか、令和3年度から自主防災組織を主体とする地区防災計画の策定支援に取り組んでいます。

本市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人などを支援する避難行動要支援者名簿を整備しています。地域によっては避難行動要支援者に日常的な見守り活動を行う町内福祉委員会も多くあります。

また、侵入盗や自動車関連窃盗などの犯罪を防ぎ、不審者から身を守るために自主防犯組織や防犯ボランティアリーダーに対し、パトロール用品などの提供や警察などの関係機関と連携して助言を行うなどの支援を行い、地域防犯力の向上に努めています。

あわせて、高齢化の進展や成年年齢引下げ等により、消費生活トラブルが懸念される中、市民が消費生活に関する意識を高めトラブルを未然に防止することができるよう、消費生活に関する効果的な啓発や知識普及を図る取組が必要です。

市内における交通事故発生状況について、過去の推移からみると人身事故件数は減少する傾向にあるものの、死亡事故は毎年発生しています。本市では街頭啓発キャンペーンや高齢者への交通安全教室、運転免許証自主返納者への支援などを実施していますが、引き続き交通安全の啓発が必要です。

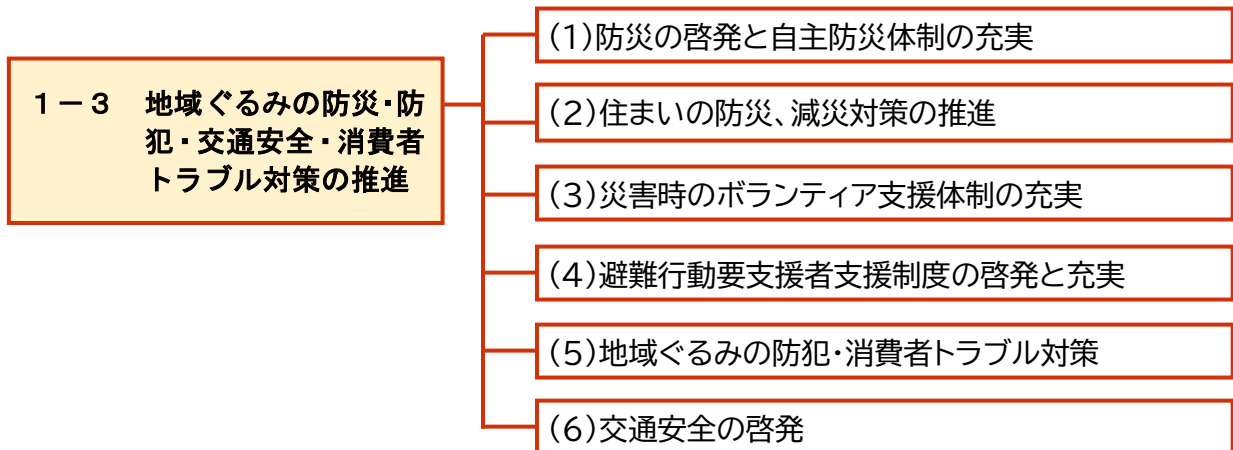
施策方針

- ① 地域の防災力を高めるため、引き続き自主防災組織の活動を支援するとともに、避難行動要支援者なども参加した自主防災訓練の実施支援、防災・減災に関する啓発活動、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策などの推進に努めます。
- ② 国のガイドラインに基づき、関係部署と連携して避難行動要支援者支援制度の充実に努めます。
- ③ 災害発生時に備え、市及び県内外からのボランティアの受入れを円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、市や市社協、防災ボランティア団体、各種ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが協働し、災害ボランティアセンターのスムーズな開設及び開設後の効果的な運営方法を

検討します。

- ④ 防犯教室の開催や防犯情報の提供、自主防犯活動の支援、消費生活相談を進めるとともに、交通安全の啓発を図ります。

施策体系



推進施策・事業

1-3-1 防災の啓発と自主防災体制の充実

- ① 自主防災訓練の実施支援（自主防災組織支援事業）
自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地域の実情に寄り添った実践的な防災訓練を支援します。
- ② 自主防災リーダー養成研修事業
自主防災組織の役割と意義、自主防災活動に必要な知識と技術を学ぶ機会を提供し、地域の防災活動に若い世代や女性が参加できる環境を推進します。
- ③ 中学生防災隊活動推進事業
NPOなどとの協働により「中学生防災隊」の活動を支援し、中学生の地域防災活動への理解を深める機会(中学生対象の防災教室など)を提供します。
また、自主防災組織との連携を深めていくことができるよう、活動内容の見直しを図ります。
- ④ 家具転倒防止普及事業
自主防災組織を通じてすべての町内で家具転倒防止のための講演や訓練を実施することにより、住民に家具転倒防止(減災)の必要性を普及、啓発します。



1-3-(2) 住まいの防災、減災対策の推進

① 木造住宅無料耐震診断事業

住民意識を向上させることを目的として令和2年度に改定した安城市建築物耐震改修促進計画(第二次改定版)に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、無料耐震診断の活用促進を行います。

② 木造住宅耐震改修費補助事業

安城市建築物耐震改修促進計画(第二次改定版)に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、耐震改修費への補助を行うことにより耐震改修の促進を強化します。

③ 木造住宅耐震シェルター等整備費補助事業

身体障害者又は高齢者が居住する住宅を対象に、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅(耐震診断の判定値 1.0 未満)の耐震シェルター整備工事に対して上限30万円を、耐震ベッド整備工事に対して上限15万円を補助します。

④ 家具転倒防止器具取付事業

対象となる高齢者や障害のある人を中心に、市広報紙や民生委員等を通じて引き続き周知を行い、家具転倒防止器具の取付け世帯数の増加を目指します。

1-3-(3) 災害時のボランティア支援体制の充実

① 災害ボランティアセンターの周知や災害ボランティアコーディネーターの養成

講座を通じた災害ボランティアコーディネーターの養成に加え、より実践的な技能を身に着ける災害ボランティアセンターの運営訓練を通してスキルアップを図ります。

とりわけ、学生等の若い年齢層や民間企業、自主防災リーダー向けに講座の周知を強化し、受講者数の増加と災害ボランティアコーディネーターの新規登録者の増加につなげます。

1-3-(4) 避難行動要支援者支援制度の啓発と充実

① 避難行動要支援者支援制度の啓発

地域で開催される会議(民生委員、地域包括支援センター関係など)、まちかど講座など、様々な機会をとらえて、避難行動要支援者支援制度及び個別避難計画作成の啓発に努めます。

② 避難行動要支援者支援制度の効果的運用

災害が発生したときに避難行動要支援者支援制度が機能し、制度の目的が達成できるよう要支援者一人ひとりに対して個別避難計画の作成を進めます。また、作成した個別避難計画を基に、要支援者等が参加する安否確認や避難訓練を行う防災訓練等の実施を支援します。

あわせて、避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくりに活用します。

また、要支援者に配布した救急医療情報キット(安心キット)については、情報更新と更なる普及を通じて、緊急時に救急隊員に情報が伝わるよう適切な運用に努めます。

1-3-(5) 地域ぐるみの防犯・消費者トラブル対策

- ① 安全安心情報メールなどによる情報提供事業
多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行い、加入者拡大を図ります。
- ② 防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業
防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。また、外国人市民向けの効果ある啓発方法を検討します。
- ③ 自主防犯組織活動支援事業
町内会が実施した自主防犯活動に対し、物資提供や費用補助等の支援を行います。また、市と自主防犯パトロール隊との犯罪情報の共有化のための伝達訓練を実施します。
- ④ 犯罪抑止モデル地区指定事業
犯罪抑止モデル地区を指定し、市、自主防犯パトロール隊、警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、同様の取組が他地区に広がっていくよう努めます。
- ⑤ 子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備
登下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携したスクールガードによる見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充実を図ります。
- ⑥ 消費生活に関する情報発信の強化
消費生活トラブル未然防止を図るため、消費生活に関する積極的な啓発や情報発信を行い、市民の意識を高めます。あわせて、相談件数や相談内容の状況に応じ、効果的・効率的な消費生活センターの運営を図ります。

1-3-(6) 交通安全の啓発

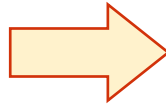
- ① 交通安全教育推進事業
交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進します。
- ② 交通安全広報活動推進事業
現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めていきます。



主な活動指標

①自主防災組織が実施した防災訓練回数

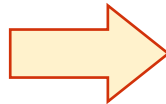
現状値(2022年度)
59回



目標値(2028年度)
73回

②避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数

現状値(2022年度)
4,696人



目標値(2028年度)
5,000人

基本施策
1-4

生きがいと社会参加の創出

現状と課題

本市では、誰もが地域社会に参加するとともに、学ぶ機会を確保できるようにするため、公民館の自主グループ活動の支援、高齢者教室やシルバーカレッジの開催などの生涯学習を推進しています。また、福祉分野においても、すべての福祉センターで高齢者等を対象とした各種講座やサロンを実施しています。

その他、就業機会の提供を通じた高齢者や障害のある人の生きがいづくりや社会参加を促進するため、シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援を進めています。

また、ひきこもりやニートなど、様々な困難を抱える若者の悩みや課題に対応するため、青少年の家において、相談支援事業を実施しています。

一方、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業や、若年無業者就労支援事業などの就労支援を進めていますが、ひきこもりやニートの高齢化への対応は十分ではありません。

今後も、誰もが社会と関わりながら生きがいを持って生活できるよう、生きがいづくりや社会参加、就労促進に関する事業の充実を図る必要があります。

施策方針

- ① 誰もが生きがいを持って、地域社会と関わりながら豊かに暮らし続けられるよう、公民館や福祉センター等で開催する各種講座やサロンの充実を図ります。
- ② シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援、若年無業者等への対策など、就労面からの社会参加の機会の提供や生きがいづくりを進めます。

施策体系

1-4 生きがいと社会参加の創出

(1)社会参加の促進と生きがいづくり

(2)就労機会の拡充



推進施策・事業

1-4-(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

① 高齢者教室の開催

公民館で開催する各種講座や教室など、高齢者にふさわしい社会適応力を高め、生きがいづくりにつながる学習機会を引き続き提供します。

② シルバーカレッジの開催事業

高齢者にふさわしい社会適応力と教養を高め、仲間づくりや生きがいづくりのための学習機会を提供するとともに、シルバーカレッジ卒業生らの社会貢献活動等を推進するための支援・コーディネート強化に努めます。

③ 福祉センター講座の開催

地域のニーズに応じて、家でも気軽に続けられることなど、参加者の特性に合った魅力ある講座を引き続き開催し、高齢者の生きがいや社会参加の機会を提供します。また、住民との協働による講座について検討するとともに、講座終了後の自主グループの創設やボランティア養成に努めます。

④ 福祉センターサロンの開催

各福祉センターにおいて、地域住民の居場所となるサロンを引き続き開催します。気軽に楽しめるものや地域のサロンで取り入れやすいものとなるよう、利用者や地域福祉活動者のニーズを反映するように努めます。また、参加者の中から介護予防や地域福祉活動の担い手になってもらえるよう人材の育成に努めます。

⑤ 「農」のある暮らし体験事業

アグリライフ支援センターが実施する各種農業体験講座を実施します。これにより、高齢者が地域や仲間とつながる場を提供していきます。

⑥ 地域における高齢者スポーツの推進

定期的かつ継続的な活動ができるよう、「おはよう！ふれあいラジオ体操会」の開催会場の案内や「歩けランニング運動」の会場マップの配布、歩くコースの見直しなどにより、事業の周知と新規参加者の拡大を促進します。

⑦ 講座型デイサービス事業

障害のある人がより興味を持てる講座を企画することによって、障害のある人の生きがいや社会参加の機会の創出を推進します。

⑧ 障害者社会参加促進事業

障害のある人の当事者団体の育成や活動の活性化を支援しながら、障害者福祉ウォークラリーやふれあい事業など社会参加を促進するための事業を実施します。障害のある人の当事者団体加入者が減少傾向にあり、それに伴い参加者数が減少しているため、開催方法等の検討に努めます。

⑨ 障害のある人がスポーツに親しめる環境づくり【新規】

健康や運動機能の向上、達成感を味わうなどの効果、社会参加の機会につなげるため、関係機関と連携して、各種大会への参加促進を図り、障害のある人がスポーツに親

しめる環境づくりに努めます。

⑩ 障害のある人のスポーツ活動参加促進事業

市広報紙や市公式ウェブサイト等を通じて激励金制度(全国大会等へ出場する場合の費用の一部を助成する制度)の周知を行います。

また、障害のあるアスリートの支援を通じて、スポーツに取り組む障害のある人の増加を図ります。

⑪ 地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実

全小学校区における親子ふれあい活動の実施を目指し、引き続き、実施に至っていない小学校区に対しても開催を呼びかけながら、地域ぐるみでの親子ふれあい活動の実施を継続します。

1-4-(2) 就労機会の拡充

① シルバー人材センターの活用促進

シルバー人材センターの会員数は増加傾向にありますが、会員の高齢化に伴い、引き続き会員の増加と、高齢者の持つ能力やニーズに応じた多様な就労機会の提供及び就業先の開拓に努めます。

② 障害者就労支援事業

障害のある人の一般就労に向け、就労相談員による就労相談を推進し、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図りながら、一般就労とその後の職場への定着を支援します。

③ 若年無業者就労支援事業

一定期間無業状態にある若者の自立・就業促進を促すため、職業適性検査、自己PR、履歴書、コミュニケーションスキル、職場体験等を行います。

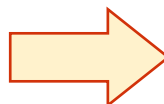
④ 就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。

主な活動指標

①福祉センターでのサロン参加者数

現状値(2022年度)
22,148人



目標値(2028年度)
22,000人

《参考:現計画では》



基本目標2

地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －

基本施策 2-1

福祉のこころの醸成

現状と課題

地域共生社会の実現に向けて、住民への地域福祉の啓発と理解の促進が重要であり、地域福祉を支える土台となる「福祉のこころ」を培うことが重要です。

このため、本市では、市や市社協の公式ウェブサイト、市広報紙などを通じた地域福祉に関する情報提供のほか、勉強会や講座等を通じた福祉学習など地域福祉の啓発を推進しています。また、学校における福祉学習を推進するため、市社協において福祉学習の実施を希望する学校への相談支援や助成などを行っています。

さらに、住民一人ひとりがあたたかい思いやりのこころを持ち、お互いに支え合って生活する風土を育むため、福祉まつりや多文化共生事業などを通じて、年齢や国籍、文化、習慣の違いや障害の有無などのお互いの立場を超えた相互理解の推進とノーマライゼーション理念の浸透を図っています。

施策方針

- ① 地域共生社会の実現に向けて、地域や家庭、学校における地域福祉の啓発と福祉学習の推進を図ります。
- ② 一人ひとりの多様性を認め合い、受け入れて共に生きる共生社会を目指して、ノーマライゼーション理念やソーシャルインクルージョン理念の浸透を図ります。

施策体系

2-1 福祉のこころの醸成

(1)地域や家庭における福祉学習の推進

(2)学校における福祉学習の充実

(3)相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発

推進施策・事業

2-1-1 (1) 地域や家庭における福祉学習の推進

- ① 市社協広報紙の発行
基本施策1-1-(1)-①の再掲(61頁)
- ② 町内福祉委員会全体研修会の開催
基本施策1-1-(1)-②の再掲(61頁)
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会の開催
基本施策1-1-(1)-③の再掲(61頁)
- ④ 地区社協事業を通じた福祉学習の充実
様々な関係機関と連携して地域における福祉学習の機会を充実させ、より多くの住民へ福祉の意識啓発を図ります。

2-1-1 (2) 学校における福祉学習の充実

- ① 福祉学習支援事業
学校における福祉学習を充実するため相談支援と助成を継続します。
学校と市社協・地区社協との連携に加え、町内会や地域の活動、企業・ボランティア団体や当事者団体等との関係性を深め、より実践的で効果的な福祉学習プログラムとなるよう努めます。
- ② ふれあいネット推進事業（地域と連携したこころの教育等の推進）
地域ぐるみで子どもを育てていく意識をさらに高めるため、地域住民と子どもたちが一緒に話し合う「ふれあい会議」の充実を図ります。
また、各校の取組について、リーフレットの作成・配布を通じて広報・啓発に努めます。
- ③ 特別支援学級と通常学級との交流学級の推進
特別支援学級と通常学級の双方の児童にとって、互いの理解を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育む機会となるよう、時間や場の持ち方に検討を加えながら、特別支援学級と通常学級との交流を実施します。

2-1-1 (3) 相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発

- ① 福祉まつり事業
福祉やボランティアに対する市民の理解を深めるための展示や体験等を内容とした、福祉まつりを開催します。
多様な年齢層の市民や新規の参加が得られるように内容の充実を図ります。
- ② 障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発【新規】
市公式ウェブサイト、市広報や市社協だより、パンフレット、ポスター、イベント等を通じて、障害や障害のある人への理解を促す啓発・広報活動を行います。
また、障害者週間の周知やヘルプマークなど障害のある人に関する情報の普及・啓



発を図るとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」の周知を行います。

③ 多文化共生意識の醸成

外国人市民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外国人市民同士や日本人との相互理解を図ることによって、多文化共生社会を実現するため、各種イベントなどを継続的に開催します。

基本施策
2-2

地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

現状と課題

アンケート結果によると、地域活動やボランティア活動に「今後も参加する・今後は参加する」という回答が、「健康づくり」で48.3%、「防火・防災」で40.6%となっており、最も少ない「若者のひきこもりの問題」でも17.6%みられます。こうした意向を持つ住民の地域活動への継続参加及び新規参加のきっかけづくりが求められます。

本市では、これまで市や市社協、地区社協の広報紙や福祉まつり、講演会などを通じた地域福祉に関する情報提供や地域福祉活動への参加の呼びかけを行ってきました。

また、市民活動センターや市社協ボランティアセンター等における情報提供や相談、各種ボランティア養成講座の開催等を通じて、きっかけづくりや人材の発掘、育成に努めてきました。さらに、活動助成や活動場所の提供等によって、町内福祉委員会やボランティア等の活動支援を進めてきました。

しかし、地域福祉活動やボランティア活動の担い手の高齢化や固定化が進んでいるため、今後も多様な方法によって参加を呼びかけ、担い手の発掘や育成、活動団体等の支援を充実させることが必要です。

施策方針

- ① より多くの住民が、地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加できるようにするため、地域福祉活動に関する啓発や情報提供、相談等の充実を図ります。
- ② 各種ボランティア養成講座等による地域福祉活動やボランティア活動の担い手づくりを体系的かつ効果的に実施するなど、地域福祉活動等を担う団体の活動支援を進めます。
- ③ 様々な市民活動やボランティア活動をサポートする役割を担っている市民活動センターや市社協ボランティアセンター等のコーディネート機能の強化や人材育成、情報受発信の充実等による組織力の向上を図ります。

施策体系

2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

(1)地域福祉活動の参加機会の提供

(2)ボランティア等の養成と活用

(3)地域福祉活動等を担う団体の活動支援

(4)町内福祉活動等に対する助成



推進施策・事業

2-2-(1) 地域福祉活動の参加機会の提供

- ① 市社協広報紙の発行
基本施策1-1-(1)-①の再掲(61頁)
- ② 町内福祉委員会全体研修会の開催
基本施策1-1-(1)-②の再掲(61頁)
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会の開催
基本施策1-1-(1)-③の再掲(61頁)
- ④ 地区社協事業を通じた福祉学習の充実
基本施策2-1-(1)-④の再掲(76頁)
- ⑤ ボランティア登録の促進
市社協ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣依頼のニーズに応えられるよう、未登録の団体や個人に対して、ボランティア登録及び地域福祉活動への参加の促進を行います。
- ⑥ ボランティア体験プログラム事業
主に中高生を対象として、夏休み期間中に実施しているボランティア体験プログラムについて、福祉施設だけでなく、ボランティア団体等にも協力を働きかけ、体験場所の充実に努めます。
- ⑦ 市民活動活性化事業（情報受発信）
市民活動への参加のきっかけとなる情報を提供するため、市民活動センターの情報受発信機能や交流・マッチング機能の充実に努めます。

2-2-(2) ボランティア等の養成と活用

- ① 各種ボランティア等の養成講座の充実
ボランティアの水準に合わせ、入門から専門まで段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座の開催をします。
- ② 各種ボランティア保険の周知と加入促進
安心して活動に取り組めるよう、各種ボランティア保険の周知と加入促進に努めます。

2-2-(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援

- ① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援
基本施策1-1-(2)-①の再掲(61頁)
- ② 地域福祉活動助成事業
基本施策2-2-(4)-①に掲載(80頁)
- ③ 町内会活動支援事業

基本施策2-2-(4)-②に掲載(80頁)

- ④ 市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用
補助制度の運用状況を踏まえつつ、適宜補助額や補助率、メニューの見直しを行うなど、市民活動団体等にとって活用しやすい制度に改善しながら、市民の自主性・自立性を促すよう活動資金面での支援を行います。
- ⑤ ボランティア活動助成事業
状況やニーズに応じて助成内容の見直しを行いつつ、活動の活性化や自己研鑽につながるように、ボランティアの活動を資金面から支援します。
- ⑥ 市民活動活性化事業（人材・団体育成事業）
市民活動団体メンバーのスキルアップを図るため、ICTスキル、ファシリテーション、組織基盤強化などに関する講座を開催します。

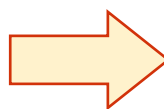
2-2-(4) 町内福祉活動等に対する助成

- ① 地域福祉活動助成事業
地区の実情に沿った効果的な助成とするため、財源や内容を含めて有効な助成方法等について検討します。
- ② 町内会活動支援事業
地域コミュニティの中心を担う町内会の活性化や持続的な活動を支援するため、町内会の要望を踏まえながら、効果的な活動補助を実施します。
- ③ 町内公民館建設費等補助事業
町内公民館を、町内会や町内福祉委員会等にとって活動しやすい活動拠点とするため、町内公民館の建設や改修に必要な費用の一部を補助します。

主な活動指標

- ① ボランティアセンターの登録数

現状値(2022年度)	
登録団体数	204人
個人登録人数	274人

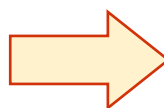


目標値(2028年度)	
登録団体数	210団体
個人登録人数	310人

- ② 地域福祉活動助成事業

助成町内会数

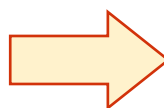
現状値(2022年度)	
全町内会	



目標値(2028年度)	
全町内会	

助成町内福祉委員会数

現状値(2022年度)	
全町内福祉委員会	



目標値(2028年度)	
全町内福祉委員会	



基本施策 2-3

セルフヘルプ、当事者力の向上支援

現状と課題

生活をする中で何か困りごとが生じた場合、まずは困りごとを抱える本人や家族が、自分でできることを考えて行動する自助が重要です。しかし、実際には、努力をしても本人や家族だけでは解決できないことも多くあります。

地域では、「頼みごとがあれば手助けする」といった考えの人も多いなかで、困りごとを周りの人に伝え、支援者に上手に働きかけること(助けられ上手)も時には必要になります。

当事者でなければ、その境遇や悩みを理解することは、なかなか難しいものです。そのため、当事者団体への参加など、同じような悩みや問題を抱える人同士で支え合うセルフヘルプの取組が課題解決において有効な方法ですが、現状では、セルフヘルプの取組の情報が不足しています。

本市には、老人クラブや障害者団体、子育てサークルなど様々な当事者団体がありますが、加入率の低下や会員の高齢化、固定化などにより当事者力の低下が懸念されています。

今後も、困りごとを抱える本人や家族、当事者団体が積極的に地域と交流し、周囲の理解や協力を得るために自ら働きかけ、お互いに支え合うことが重要であることから、引き続き、当事者団体に対して当事者力を強化するための支援を行うことが必要です。

施策方針

- ① 困りごとを抱える人が、同じ課題を持つ当事者団体の取組に参加しやすくするとともに、住民への周知を図るため、当事者団体に関する情報を幅広く提供します。
- ② 団体の主体的な取組と組織の自立を促すため、当事者団体が行っている交流事業等の活動を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の結成などを支援します。

施策体系

2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援

(1)当事者団体に関する情報提供及び交流の推進

(2)当事者団体の育成及び活動支援

(3)町内福祉委員会への啓発と活動支援

推進施策・事業

2-3-1 当事者団体に関する情報提供及び交流の推進

① 障害者団体等の当事者団体の周知

会員数の減少が深刻で、新規会員の確保が課題になっている当事者団体もみられることから、加入促進による組織力の強化を図るため、当事者団体の周知に努めます。

② 障害当事者間の交流会の開催

障害当事者間の情報共有と意見交換を進めるための交流会を開催します。

2-3-2 当事者団体の育成及び活動支援

① 老人クラブ活動支援事業

老人クラブ会員の本人の地域貢献など高齢者の意向を踏まえて活動内容の充実を支援します。

また、会員の増加に成功した事例を表彰したり、各老人クラブで共有したりするなど、老人クラブ同士の情報共有の充実を図ります。

② 障害者社会参加促進事業

基本施策1-4-(1)-⑧の再掲(73頁)

③ 子育てサークルへの支援（地域子育て支援センター事業）

地域の子育て力の向上を図るため、子育てサークル活動に対する助成を継続するとともに、活動に対する相談や助言などの支援を行います。

また、サークル代表者会の開催を通じて、サークル間での情報共有と連携強化を図ります。

④ 介護者のつどいの周知と充実

事業の周知を行い、介護者のつどいの参加者の拡大を図るとともに、参加者のニーズにあわせて内容の充実を図ります。

⑤ 新たな当事者団体への支援

地域で課題を持つ人などの小規模団体の把握に努めます。当事者団体や、その当事者団体を支えるボランティア団体に対し、内容や必要に応じて支援を行います。

また、新たな当事者団体の組織化に対して、相談に応じるとともに必要な情報を提供します。

2-3-3 町内福祉委員会への啓発と活動支援

① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援

基本施策1-1-(2)-①の再掲(61頁)

② 地域見守り活動推進事業

基本施策1-1-(3)-①の再掲(62頁)



基本施策 2-4

地域福祉活動を支える拠点機能の整備

現状と課題

本市では、地域福祉活動の拠点施設として、すべての中学校区に福祉センターが開設されています。今後は、将来にわたって、安全かつ快適に利用できる施設運営と予防保全的な観点からの計画的な施設の改修等を進めていく必要があります。

また、町内公民館が、町内福祉委員会を中心とした身近な地域福祉活動の拠点施設として利用されています。しかし、一部に町内公民館が整備されていない町内会があるほか、老朽化していたり、バリアフリー構造になっていない施設もあります。

施策方針

- ① 地域福祉活動を支える福祉センターの拠点機能を充実させるとともに、計画的な施設の補修・修繕等を進めます。
- ② 町内における地域福祉活動の拠点施設である町内公民館の建設や改修を支援します。

施策体系

2-4 地域福祉を支える
拠点の整備

(1)福祉センターの計画的な改修と活用促進

(2)地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

推進施策・事業

2-4-(1) 福祉センターの計画的な改修と活用促進

① 福祉センター維持管理

長期間にわたって安全かつ快適に福祉センターが利用できるよう、予防保全的な観点から、計画的に施設の維持管理及び改修を進めます。

② 地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進

地域福祉活動団体やボランティアなどの住民が利用しやすい福祉センターとするため、利用者目線を重視した運営に努めます。また、地域福祉活動の拠点としての機能を発揮するため、地域の施設や関係機関との連携を強化します。

2-4-(2) 地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

① 町内公民館建設費等補助事業

基本施策2-2-(4)-③の再掲(80頁)

基本目標③

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

基本施策 3-1

福祉サービスに関する適切な情報提供

現状と課題

本市では、福祉サービスに関する情報を窓口で提供するだけでなく、市や市社協の広報紙や公式ウェブサイトへの掲載、各種パンフレット類の配布など、様々な方法で情報の提供を行っています。

しかし、市民アンケートによると、福祉に関する情報があまり又は全く入ってこないと考えている人が5割近くを占めています。必要になった時に必要な福祉に関する情報が得られるよう体制や情報提供方法を確保しておくことが大切です。その際には、専門性が高いものも多い福祉に関する情報をわかりやすく提供していくことが求められます。

一方、住民のなかには、視覚障害のある人や日本語が十分理解できない人、インターネットが利用できない人など、様々な人がいます。日常的に情報に接する機会の少ない住民に対しても、制度やサービスに関する情報をわかりやすく提供し、必要な福祉サービスの利用へとつないでいくことが必要です。

施策方針

- ① 住民が、必要なときに必要な情報を容易に入手できるよう、様々な情報媒体や方法を活用して迅速かつ適切な情報提供を推進します。
- ② 市と住民などが連携し、住民の間の情報格差をなくすことで、適切にサービスの提供が受けられるよう、総合的な情報提供活動の充実を図ります。

施策体系

3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供

(1)福祉サービスに関する情報の収集と発信

(2)情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供



推進施策・事業

3-1-1 (1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

① 福祉サービスに関する情報提供

利用者のニーズや日常的な情報の入手方法に応じ、わかりやすくかつ効果的な情報提供を進めるとともに、まちかど講座などを通じて、直接地域に出向いて情報提供やサービスの利用を働きかけます。

② 福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進

制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、市広報紙や市公式ウェブサイトによる情報提供、説明会の開催等を通じて、理解促進を図ります。

③ 福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供

本市の福祉施策をまとめた「福祉のあらまし」、「高齢者福祉サービスの概要」や県等の障害福祉をまとめた「福祉ガイドブック」について、毎年加除修正を行い、必要に応じて希望者に配布するとともに各窓口配置し、適切な情報提供を行います。

3-1-1 (2) 情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

① 市、市社協公式ウェブサイトの充実

各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズを踏まえた、誰にとっても見やすく魅力的なウェブサイトとします。

② 音声による情報提供の推進

デジタル機器の普及に伴い、インターネットを利用する視覚障害のある人も増えているため、市公式ウェブサイトにおける広報紙の音声による提供を継続し、情報の提供を図ります。

③ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

現状の制度を継続するとともに、愛知県と連携して手話通訳者や要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提供ができる体制の充実を図ります。

④ 多言語による生活情報の提供

各種手当や制度等、保健福祉を含めた生活に必要な情報を多言語で提供します。また、適時適切な情報の提供や更新に努めるとともに電子媒体の活用を図ります。

⑤ 高齢者等へのデジタル機器・サービスの活用支援【新規】

高齢者をはじめとした誰もがデジタル機器やサービスを活用できるよう、デジタルデバイドの解消に向け、スマホ講習会を開催するなどの支援を実施します。

基本施策
3-2

きめ細かな相談支援体制の確立

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすには、日常生活に関わる様々な悩みや困りごとを、身近な地域で気軽に相談できる場や機会があることが重要です。

しかし、高齢者や子育て世帯などが地域で孤立し、その人が抱えている困りごとが市や相談機関に伝わらず、結果的に対応が遅れてしまうという事例が問題となっています。このため、相談窓口を広く住民に周知するとともに、相談機能の充実や身近な地域において早期に気軽に相談できる体制づくりが必要です。

現在、高齢者とひきこもりの8050問題、子育てと介護のダブルケア、さらには子どもの貧困やヤングケアラー問題など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が増えつつあります。こうした課題に的確かつ迅速に対応するためには、制度ごとに分かれている相談支援機関をつなぎ、包括的に相談支援を進めることのできる体制を構築していくことが必要となっています。

国では、市町村全体の支援機関や地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するため、令和3年4月に、重層的支援体制整備事業が創設されました。

施策方針

- ① 複雑かつ複合的な地域生活課題にも対応できるよう、住民の相談を断らず受け止め、支援していく重層的支援体制の構築を進めます。
- ② 多様な地域生活課題を把握し対応するため、住民が身近で気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、住民の困りごとを把握し、適切な関係機関へ連携・協働するための体制づくりを強化します。
- ③ 困りごとを抱えている人が、問題が深刻化する前に市や社協及び専門機関の窓口へ相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、困りごとを抱えている人が埋もれることなく発見され、必要な支援を受けられる体制づくりを進めます。

施策体系

3-2 きめ細かな相談支援体制の確立

(1)住民の相談を断らず受け止め、支援していく重層的支援体制の構築

(2)地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

(3)専門的な相談支援体制の充実と周知



3-2-1 住民の相談を断らず受け止める重層的支援体制の構築

① 重層的支援体制整備事業の実施【新規】

重層的支援体制整備事業の移行準備に着手し、多機関協働事業及び庁内外の連携体制の整備を進め、その後、本格的に重層的支援体制整備事業を実施していきます。

これによって、属性や世代を問わず、誰一人取り残さない「断らない相談」支援体制を実現します。

また、重層的支援体制が機能するよう、庁内はもとより、市社協や地域包括支援センター等の専門機関、福祉事業者、町内福祉委員会等との連携・協働も強化し、潜在的に支援が必要な人が埋もれることのないよう、「アウトリーチと伴走支援」を実現します。

② 市社協の相談等支援体制の整備・充実

重層的支援体制の整備を市と一体的に進めるとともに、市の専門相談窓口や相談業務を行う他事業者との連携・協働を一層強化して、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えた人にも対応できる、市社協の「断らない相談」支援体制を実現します。

また、既存のノウハウを生かし、地域住民から寄せられた複雑かつ複合的な地域生活課題に対して、支援対象者を個別に必要な地域資源へつなぎ、社会参加を促進したり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職としてCSWの育成と配置を進めます。

3-2-2 地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

① 町内福祉委員会での相談支援活動の支援

町内福祉委員会が実施する見守り活動やサロン活動を通じて、地域の要支援者等の実態を把握しながら、関係機関との連携体制を強化できるよう支援します。

また、把握した困りごとを相談しやすいよう、町内福祉委員会の体制や環境整備を支援します。

② 民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援

民生委員の存在や役割について市広報紙などを通じて周知を図るとともに、相談を受けた民生委員が専門機関と連携しやすい環境づくりに努めます。

また、令和元年度に創設した「民生委員 OB(OG)協力員」制度を活用し、民生委員へのサポートと、新たな地域福祉の担い手の掘りおこしに努めます。

③ 地域包括ケア体制の推進

安城市版地域包括ケアシステムの適切な運用を推進するため、専門機関と住民が連携し、個別の問題や地域の課題を話し合うとともに、予防的観点も視野に入れた地域ケア会議、自立支援サポート会議を継続することにより、具体的な課題解決へつなげていきます。

さらに、属性や世代を問わず、多様な福祉サービスの参入を促進し、民間サービスと

公的サービスの公民連携による支援についても検討を進めます。

3-2-(3) 専門的な相談支援体制の充実と周知

① 高齢者の相談窓口の周知と充実

地域包括支援センターは、高齢者だけでなくその家族に対しても介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」とあるという普及啓発を進めます。

また、高齢者やその家族の支援のためのスキルアップや関係機関との関係づくりを深めるとともに、高齢者自身のみならず、その家族にも目を向けた相談・支援体制を深化させます。

② 障害のある人の相談窓口の周知と充実

障害相談支援事業所とその総合的な支援を行う基幹相談支援センターによる相談支援ネットワークを活用し、情報の共有や適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の充実に努めます。

また、障害のある人自身のみならずその家族にも目を向けた相談・支援体制の強化を支援します。

③ 健康に関する相談窓口の開設

健康に不安のある人が、不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の窓口や機会を確保します。

④ 子育てに関する相談窓口の周知と充実

関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、ママフレ(育児を応援する行政サービスガイド)や子育て情報誌などを通じて、相談窓口や相談方法などの周知を図ります。

また、子育ての不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の窓口や機会を確保します。

⑤ 子ども自身の悩み等の相談窓口の周知と充実【新規】

いじめや友人関係、学業や進路、虐待や家庭問題、ヤングケアラー問題など、子ども自身が抱えている悩みやSOS全般について、一人で抱え込まずに気軽に声を発し、相談できる各種窓口の周知と充実を図ります。

⑥ ひとり親世帯の相談窓口の周知と充実

ひとり親世帯の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談対応、指導を行うとともに、定期的な市ウェブサイトへの掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。

⑦ ドメスティックバイオレンス(DV)の相談窓口の周知と充実

DVに関する不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、幅広く相談の窓口や機会を確保します。

DV庁内連絡会の開催により庁内における情報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携・協働を強化し、自立に向けた継続的な支援につなげます。



⑧ 生活困窮者への相談窓口の周知と充実

生活保護に至る前の段階での自立支援策を強化するため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施します。

対象となる生活困難者に対して相談窓口の周知を図ります。特に、コロナ禍において外国人市民の生活困窮者が顕在化したことから、多言語による周知に努めます。

⑨ 犯罪をした人等への社会復帰支援

犯罪をした者の再犯を防止するため、安城市再犯防止推進計画(詳細は第7章に掲載)に基づき、自立相談支援事業や就労準備支援事業などの就労や住居の確保等に関する各種支援を実施します。

また、犯罪をした者の相談に対応する保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会など更生保護ボランティアの活動を支援するとともに、各団体の連携強化も支援していきます。

基本施策
3-3

公的な福祉サービスの充実

現状と課題

子育てから高齢者の介護まで、地域で安心して暮らすために、様々な場面で福祉サービスが利用されています。

福祉の考え方や仕組みが変化していく中であっても、公的サービスは変わらず大きな役割を果たしています。そのため、あんジョイプランや安城市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、安城市子ども子育て支援事業計画といった個別計画に基づき、住民や福祉事業者との連携のもと、適切なサービスを提供することによって、子どもから高齢者までが必要となる公的な福祉サービスを選択できるようにしていくことが重要です。

施策方針

- ① 福祉サービスの利用者が、自分に適したサービスを選択して受けることができるよう、高齢者や障害のある人への支援、子育て支援、健康増進など、各分野における公的サービスについて個別計画に基づき充実を図ります。
- ② 利用者の支援や生活の質の向上につなげていくために、高齢者、障害のある人、子ども・子育て等の福祉サービスの分野横断的な展開について検討を進めます。
- ③ 福祉サービス利用者が、福祉事業者と対等な立場でサービスを選択し契約できるよう、苦情解決への対応や福祉事業者の指導、評価体制の充実を図ります。

施策体系

3-3 公的な福祉サービスの充実

(1)各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開

(2)福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実

(3)適正な制度運用とサービスの質の確保

推進施策・事業

3-3-1 各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開

- ① 高齢者に対する福祉サービスの充実



高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続し、自らの選択に基づいて適切なサービスを利用できるよう、高齢福祉サービスの充実を図ります。

介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。

② 障害のある人に対する福祉サービスの充実

障害に関する理解を深め、障害のある人が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。また、就労支援等の自立生活に向けた支援につながるよう努めます。

③ 子ども、子育てに対する福祉サービスの充実

保育や子育て支援のニーズ、社会情勢の変化に合わせ、次期子ども・子育て支援事業計画を策定します。この計画を踏まえ、事業者、学校、市民等と連携を図りながら子育て支援の充実に努めます。

④ 介護予防事業の充実

より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、町内会や専門機関と連携し、介護予防事業の充実を図ります。

また、参加者自身が介護予防の活動支援者になることができるよう、意識啓発に努めます。

⑤ 家族介護者に対する支援の充実

家族介護者の身体的、精神的負担の軽減につながるよう、在宅介護に係る制度や事業の継続・充実に努めます。

また、制度の周知に努め、支援を必要としている家族介護者への手当給付の徹底を図ります。

⑥ 分野横断的な福祉サービスの展開

高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等に対する福祉サービスを総合的に提供したり、対象者やその世帯の状況に応じて複数の分野の福祉サービスを組み合わせるなど、世帯(家族)支援の視点からの分野横断的な福祉サービスの展開について、関連部署間の協議を密にして実施していきます。

3-3-(2) 福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実

① 高齢者福祉施設の整備

介護保険事業計画に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの計画的な整備を進めていきます。

② 障害者福祉施設の整備

施設整備補助事業を継続し、今後も福祉事業者等の開設を支援していきます。

③ 共生型サービスの普及・促進

「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応しながら、必要なサービスの質・量を確保していくため、地域共生社会の推進に寄与する共生型サービスの普及・促進とそのための情報収集に努めます。

④ 保育園等の整備

整備計画に基づき、園舎の状況や保育ニーズを考慮しながら、効率的かつ効果的な施設整備を実施します。これにより、安全で安心な保育環境の維持及び向上を図ります。

⑤ 児童クラブの整備

子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童クラブ施設や支援員の確保を図ることにより、拡大傾向にある保育ニーズに応じた定員確保とサービスの質の向上に努めます。

⑥ 福祉人材の確保

介護や保育の福祉サービスを提供する事業所に興味のある人の発掘をはじめ、働きたい人と事業所とのマッチングのほか、就労支援や定着支援等、福祉人材の確保に向けた支援策を検討し、推進していきます。

3-3-3 (3) 適正な制度運用とサービスの質の確保

① 福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底

利用者の権利を守り、福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者等に対して苦情解決制度や苦情相談窓口の周知徹底を図ります。

また、利用者等からの苦情や事故報告の情報に基づき、実地指導を行います。

② 県運営適正化委員会制度などの適正な運用

利用者福祉事業者の現状把握を行うとともに、実地指導の際に苦情について確認を行います。

また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口へ報告します。

③ 保育園等における苦情解決制度の周知と適正な運用

各園の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図ります。また、職員間での情報共有及び研修を充実することで、保育の質の向上に努めます。

④ 福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進

民間の福祉事業者に対しては、情報開示や第三者評価と自己評価による開かれた事業運営を働きかけます。

また、公立の保育園等については、第三者評価の受審を継続し、法令や利用者ニーズを踏まえた情報開示を行うことで、開かれた事業運営に取り組みます。

⑤ 福祉人材の確保

基本施策3-3-(2)-⑥の再掲(92頁)

⑥ 共生型サービスの普及・促進

基本施策3-3-(2)-③の再掲(91頁)



基本施策 3-4

セーフティネットの整備

現状と課題

本市では、経済的・社会的な困りごとや不安を抱えている人に対し、自立に向けた就労の支援、居所を失う恐れのある人に対し家賃の給付、滞っている負債への対応助言や家計のやりくりに対し家計改善支援など、活用できる制度の案内などを行っています。しかし、経済的・社会的な困りごとのみの対応では、問題が発生する根本的な解決に至りません。そうした問題が発生する背景となる世帯全体の課題を解決する支援を展開していく必要があります。本市においては、世帯全体に目をむけ複雑化・複合化した問題を解決する支援を進めていきます。

市社協では、疾病等により一時的に生活費などに困る人に対し、世帯の更生と経済的自立を助長するため、市社協を窓口として資金の貸付けを行っています。また、認知症など判断力の低下に伴い、日常生活を営むことが困難になった人が不利益を被るのを防止し、このような方々の権利を守るため、日常生活自立支援事業と成年後見制度が整備されています。しかし、これらの制度について、一般的に十分浸透している状況とは言えません。

子どもや高齢者などに対する虐待や夫婦・恋人間でのDVなどが増加する中、従来の支援だけでは対応が難しい事例が顕在化しています。そのため、本市においては、各種の虐待やDV等に対応できる体制として虐待等防止地域協議会を設置し、関係部局及び関係機関での情報の共有と連携を図るとともに、総合的な支援体制づくりに努めています。また、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援を行うため、令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置しました。さらに、不登校やいじめ、暴力行為や児童虐待、非行・不良行為、友人や教職員などとの関係や心身の健康に関する問題など、子どもやその家族が抱える幅広い問題について支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置を順次進めています。

一方、ひとり暮らし高齢者などへの支援については、町内福祉委員会による見守り活動だけでなく、福祉電話や老人クラブによる友愛訪問などの見守り活動を実施しています。また、ひとり親家庭で、親の疾病などのため一時的に日常生活を営むのに支障がある世帯に対して、家事援助等を行う家庭生活支援員を派遣しています。

加えて、コロナ禍の影響で全国的に自殺者数が増加していることから、いのち支える安城計画(安城市自殺対策計画)に基づき、関連施策との有機的な連携を強化し自殺対策に向けた取組を展開していく必要があります。

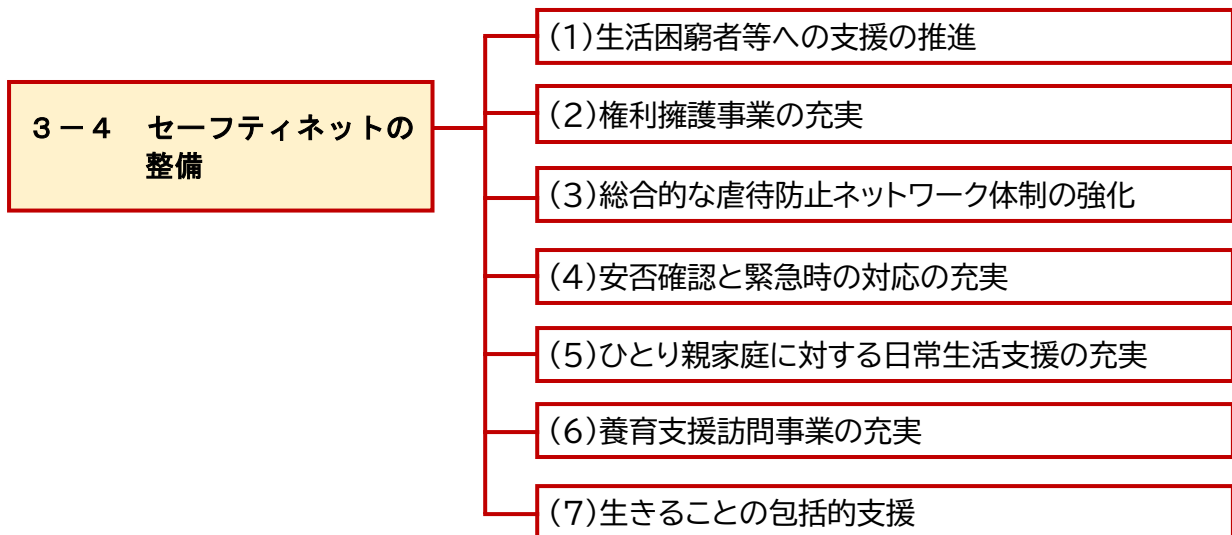
施策方針

- ① 複雑化・複合化した世帯が抱える地域生活課題を包括的に支援するため、重層的支援体制整備事業を実施し、身近な相談先で福祉について何でも相談でき、専門職が

一体となった支援に繋げるほか、潜在的な生活困窮者に対してもアウトリーチを通じた支援の提案を実施します。

- ② 一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付けを行うとともに、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者への自立相談支援をより一層推進します。
- ③ 判断に支援を要する人が増えていく中で、できる限り本人の意思を尊重しつつ住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活自立支援事業と成年後見制度を周知し、活用を促進します。
- ④ 虐待やDV、いじめなどの防止について周知するとともに、支援や見守りができる環境づくりを目指します。
- ⑤ 住民や福祉事業者、医療機関などと協力し、各種虐待の通報や情報が市や専門機関に速やかに伝わるよう、連絡体制の強化を図ります。
- ⑥ ひとり暮らし高齢者の孤立防止のための事業を実施します。また、公営住宅に居住するひとり暮らし高齢者などに対しては、安否確認等を行う仕組みを検討します。
- ⑦ ひとり親家庭が必要とする日常生活の支援を推進します。
- ⑧ いのち支える安城計画に基づき、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進します。

施策体系



推進施策・事業

3-4-1 生活困窮者等への支援の推進

- ① 生活困窮者への相談窓口の周知と充実



基本施策3-2-(3)-⑧の再掲(89頁)

② 居住に課題を抱える者への支援

居住に課題を抱える生活困窮者に対して、住居確保給付金制度等を活用して住居の確保を支援します。これにより、生活の土台となる住居を確保し、就労に向けた支援につなげます。

③ 就労準備支援事業

基本施策1-4-(2)-④の再掲(74頁)

④ 貸付制度の周知及び相談支援

母子父子寡婦福祉資金、善意銀行、生活福祉資金などの貸付制度について周知するとともに、対象者世帯に対して、相談支援とあわせて必要に応じた資金貸付を行います。

3-4-(2) 権利擁護事業の充実

① 日常生活自立支援事業の周知と利用支援

制度の正確な理解の定着を図り、必要に応じた利用促進を図ります。

需要増に見合うサービスを提供するため、人員の確保やノウハウの伝達など体制整備を進めます。また、本事業の利用者の判断能力の低下に応じて成年後見制度の利用への円滑な移行を支援するため、関係機関との連携を強化します。

② 成年後見制度の周知と利用支援

成年後見制度の利用ニーズが高まると見込まれることから、必要な人が制度を利用できるよう、市広報紙への掲載等による制度周知を進めます。

また、安城市成年後見制度利用促進計画(詳細は第6章に掲載)に基づき、市長申立てや低所得者等への報酬助成・法人後見受任の実施により、成年後見制度の利用促進を図ります。

3-4-(3) 総合的な虐待等防止ネットワーク体制の強化

① 虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化

今後とも関係機関との連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待等の発生予防や早期発見、見守り虐待防止のための啓発活動を実施します。

また、地域と連携した虐待等防止のための啓発活動を実施します。

加えて、被虐待者の安全確保を行うとともに、虐待を行った養護者又は保護者の支援についても検討するなど、対応策を講じていきます。

② 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進

子どもを取り巻く課題に対応し、子どもたちが安心して過ごすことができるよう、地域における居場所づくり、世代間交流の場づくりなどを進めます。

さらに、各中学校区に各1名、社会福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカーの配置を計画的に進めます。

- ③ 住民や福祉事業者に対する虐待等などの防止に向けた広報啓発活動の推進
虐待等の防止に努めるとともに、虐待等の早期発見や通報の重要性を周知するために、街頭啓発やリーフレットの作成のほか、民生委員や関係機関職員の研修会などを開催します。
また、より効果的な啓発方法について検討します。

3-4-(4) 安否確認と緊急時の対応の充実

- ① 高齢者孤立防止事業の推進
高齢者数の増加や小世帯化の進行を背景に、本事業の重要度が増していくことが予想されることから、民生委員等を通じて、対象者への制度の周知及び利用促進を図ります。
安否確認で異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関との連携を強化するほか、より多くの民間事業者と高齢者見守り事業者ネットワークによる協定を締結し、より細やかな見守り体制を築きます。
- ② ICTを活用した安否確認システムの導入と普及促進
現在稼働している緊急通報装置に代わる、ICTを活用した新たな安否確認システムの導入を図り、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に普及を促していきます。

3-4-(5) ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実

- ① 家庭生活支援員の派遣
児童扶養手当等申請時に本事業を掲載した「ひとり親家庭福祉制度のしおり」を配布するなど、制度の周知を図り、生活に困難を抱える家庭に支援が届くよう努めます。

3-4-(6) 養育支援訪問事業等の拡充

- ① 家事支援員の派遣
家事支援が必要な家庭に対して、状況に応じて支援員を派遣します。特に、子どもの成長に応じ、養育の支援がより必要な多胎の家庭に対し、支援内容や期間の拡大を図ります。
- ② 保健師等による伴走型相談支援の充実
妊娠期から伴走型相談支援を保健師等が積極的に行うことで、出産後の支援につなげ、安心して子どもの養育ができる環境を整えるよう努めます。

3-4-(7) 生きることの包括的支援

- ① 自殺対策に向けた取組の強化
いのち支える安城計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることの促進要因(自殺を思いとどまらせる要因)への支援などの取組を展開します。



基本施策 3-5

保健、医療、福祉と地域との連携の強化

現状と課題

ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきているため、保健や医療、福祉の関係機関のより緊密な連携が必要となっています。

特に高齢者福祉においては、保健や医療分野との連携が必要です。本市では、地域包括支援センターが中心となって関係機関の調整を図っていますが、さらなる連携体制の強化が求められます。

このため、専門機関と福祉事業者の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、総合的で多面的な支援体制の整備を促進することが必要です。

施策方針

- ① 保健や医療、福祉の各関係機関の連携を図り、地域における総合的な支援体制を整備します。
- ② 早期療育への支援体制の充実を図るため、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士や公認心理師の参加による相談内容、状況等の報告を行い、連携を図っていきます。
- ③ 地域において様々な生活課題を抱えている人を包括的に支援していくため、保健や医療、福祉にかかわる庁内の関係部局の連携体制を強化していきます。

施策体系

3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化

(1)保健、医療、福祉の各専門機関の連携

(2)地域と専門機関との連携

(3)総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化
【再掲】

(4)分野横断的な庁内連携体制の整備・強化
【再掲】

推進施策・事業

3-5-1 保健、医療、福祉の各専門機関の連携

① 高齢者に対する総合的な支援体制の確立

住民、専門機関等を含めた地域ケア会議の開催を継続するとともに、その対象者の拡大に向けた検討を行います。また、研修会や勉強会等を通じて、在宅医療・介護連携をさらに推進していきます。

② 早期療育に向けた支援体制の確立

安城市発達支援ネットワーク会議の開催を通じて、支援機関相互の情報共有と連携強化を図るとともに、関係機関との役割分担の明確化や協働の推進によって、子どものライフステージに応じた適切な支援体制の構築を目指します。

③ 自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進

自立支援協議会を通じて、関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における障害のある人への支援体制について情報を共有し、連携の強化を図ります。

また、当事者や家族会・親の会との連携強化も図ります。

3-5-2 地域と専門機関との連携

① 地域包括ケア体制の推進

3-2-(2)-③の再掲(87頁)

② 障害のある人が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進

病院や施設からの地域生活移行や親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしを体験する機会の提供を検討します。

医療的ケアが必要な人や行動障害を有する者人、高齢化に伴い重度化した障害のある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の育成を行います。また、医療機関や学校、市等が連携して医療的ケア児の就学支援に努めます。

地域生活支援拠点等と地域包括支援センターや病院等との連携を推進します。

3-5-3 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化（再掲）

① 虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化

3-4-(3)-①の再掲(95頁)

② 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進

3-4-(3)-②の再掲(95頁)

③ 住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進

3-4-(3)-③の再掲(96頁)

3-5-4 分野横断的な庁内連携体制の整備・強化（再掲）

① 重層的支援体制整備事業の実施

3-2-(1)-①の再掲(87頁)

② 分野横断的な福祉サービスの展開

3-3-(1)-⑥の再掲(91頁)



基本施策 3-6

高齢者や障害のある人等の自立を支える都市環境等の整備や 移動手段の充実

現状と課題

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすには、自由に移動できることが必要です。しかし、車いすなどを利用している人にとって、段差や階段などは本人の自由な移動を制約します。

このため、本市では、様々な人が利用する公共施設において、段差の解消、スロープやエレベーター、多目的トイレ等の設置に努め、誰にでも利用しやすい施設整備を積極的に推進するとともに、自宅のリフォームについても支援しています。

また、道路の段差解消やあんくるバスのバリアフリー化など、移動時における制約の解消にも努めており、あんくるバス 11 路線すべてにおいて、低床、ノンステップ、車椅子対応など、バリアフリーに対応した車両での運行を実現しています。その他、鉄道事業者に対しても駅舎にエレベーターの設置を要請するなど、民間施設においてもバリアフリー化の推進を促すほか、駅前広場などの公共空間の整備を進めています。

今後も、年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちづくりを引き続き進める必要があります。

一方、高齢者の増加に伴う要支援・要介護高齢者の増加や運転免許証の自主返納などを背景に、移動制約者の問題が既に顕在化しています。町内福祉活動計画の策定のために開催した地域会議においても、多くの町内福祉委員会から移動制約者の問題が地域課題として出されました。また、市民アンケートの結果によると、「車を利用できない人への市内移動支援に関するサービスの充実」が優先すべき地域福祉関連施策の第3位になっています。

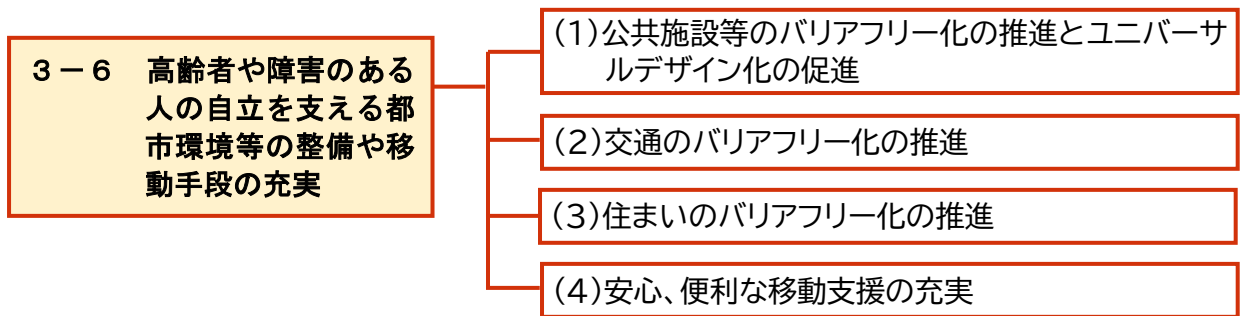
こうした移動制約者に着目し、自家用車を所有していなくても通院や買物等ができる移動手段を確保するなど、誰もが住み慣れた地域で持続的に暮らしていける地域づくりを目指していく必要があります。

施策方針

- ① 道路の段差の解消や公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入など、誰もが利用しやすい施設整備と移動時の制約の解消を推進します。
- ② 駅舎、自由通路等へのエレベーターの設置要請など、鉄道をはじめとする民間施設のバリアフリー化に向けた働きかけを行います。
- ③ 一時的に自家用車を利用できない、自家用車を所有していない、運転免許証を自主返納したなどの理由によって、移動が困難な人でも、通院や買物、ごみ出し等の日常生活が

安心して行える地域づくりを推進します。

施策体系



推進施策・事業

3-6- (1) 公共施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザイン化の促進

- ① 施設改修時におけるバリアフリー化の推進
学校施設等の改修工事を、改修計画に沿って計画的に実施します。
- ② 施設新設におけるユニバーサルデザイン化の促進
障害のある人や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も条例の対象施設に限らず新設施設においてはユニバーサルデザインの導入を促進します。

3-6- (2) 交通のバリアフリー化の推進

- ① 道路の段差等の解消の推進
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に沿った道路整備を引き続き行います。
- ② あんくるバスのバリアフリー対応車両運行の継続
バリアフリー対応車両の運行を継続します。

3-6- (3) 住まいのバリアフリー化の推進

- ① 人にやさしい住宅リフォーム費助成事業
自立した生活を送るために、本事業を必要とする人への利用を促します。
また、施工業者への説明会を開催し、申請時の注意点を周知します。
- ② 市営住宅のバリアフリー化
市営住宅の建設時には、高齢者や障害のある人に配慮したバリアフリーの整備を行います。



3-6-(4) 安心、便利な移動支援の充実

① 車いす貸出し事業

けがや病気等により一時的に車いすが必要となる場合など、広く住民に必要なサービスであるため、事業を継続します。

② 車いす移送車貸出し事業

車いす利用者の活動範囲が広がり、生活の質が高まるサービスであるため、事業を継続します。

③ 高齢者外出支援サービス事業

対象者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。

④ 障害者福祉タクシー料金助成事業

対象者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。

⑤ あんくるバス・あんくるタクシーを活用した移動支援の充実

高齢者等の外出支援と社会参加の促進を図るため、あんくるバス・あんくるタクシーの高齢者(75歳以上)・障がい者無料制度を継続するとともに、他市の実例等を調査研究し、新たな制度の創設や既存制度のサービス向上に努めます。

⑥ 多様な主体による移動支援制度創設の検討【新規】

買い物代行や通院の付き添い、ごみ出しなどの小さな困り事を、有償ボランティアなどの多様な主体が実施できるよう、活動の立ち上げや継続的な運営の仕組みづくりについての支援を検討します。

また、市内の民間事業者の社員や利用者用の送迎バスの空席を移動制約者向けに利用するなど、公民連携型の移動支援について研究します。

⑦ 移動制約者に対する既存サービスの利用促進【新規】

移動が困難であっても利用できる移動スーパー、オンラインショッピングなど既存サービスの周知及び活用方法につき啓発を行います。